

令和2年度
大仙市アーカイブズ運営審議会会議録

日時 令和2年10月14日(水) 14:00～17:30

会議形式 ウェブ会議

会場 大仙市役所 3階第3委員会室

出席委員

渡辺英夫会長 畑中委員 煙山委員 茶谷委員 池田委員

ウェブ出席

保坂裕興委員

職員

佐々木隆幸(総務課長) 細川良隆(アーカイブズ館長) 蓮沼素子(班長・主査)
黒田貴彦(主査) 岡田綾(主任) 三浦成美(主事)

記録者 岡田綾

1 開会

2 総務課長あいさつ

○佐々木総務課長

総務課長の佐々木です。カメラを利用しているため、座ってお話させていただきます。

本日は大変お忙しい中、運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から大仙市アーカイブズ事業に対しまして特段のご協力を頂きまして本当に心から感謝申し上げます。この運営審議会でありますけれども、このようなコロナ禍であることから今年春3月に予定していた会議を中止いたしまして資料配布のみとさせていただいたところでもあります。

今日はこのようなウェブ会議システム、ズームを使ったオンラインリモート会議を行わせていただきました。東京の保坂先生におかれましては、ご協力いただいたことを大変ありがたく思っております。会場参集と変わらぬ率直なご意見をお願いいたします。

話は変わりますが、大仙市は平成17年3月に誕生いたしまして、今年で15周年を迎えました。この節目の年として先日の日曜日でしたが大仙市誕生15周年記念表彰式を挙行しております。これまで大仙市にご尽力くださった個人・団体の合わせて36人に対しまして表彰状と感謝状を贈ってございます。今日のさきがけ新報にも載っております。この表彰式の席上におかれまして、本運営審議会の委員であります池田キミさんが明るい選挙協議会の会長として長年活躍され、地方自治の発展に貢献されたということで感謝状を受賞されております。改めておめでとうございます。このようなパンフレットの式典をこの間の日曜日に行いまして、池田さんが受賞されてお

ります。一層のご活躍をご祈念申し上げます。

最後になりますけれども大仙市のアーカイブズが平成29年に開館いたしまして今年で4年目を迎えております。施設の不具合な所、運営上における課題等が大分見えてきているところであります。来年開館5年目になるのですが、その5年目に向けた視点を踏まえまして大仙市アーカイブズのこれからの活動内容と今後の方向性等をご審議いただきたいと思ひます。本日はオンラインリモート会議でありますけれども最後までよろしくお願ひ申し上げまして挨拶を終わります。

○細川館長

審議に入ります前に、私共大仙市アーカイブズの職員を紹介させていただきます。お手元に名簿をお届けしておりますのでご覧ください。上段が委員の先生方6名のご紹介になりますけれども、下半分が職員ということで私から紹介させていただきます。総務部次長兼総務課長の佐々木隆幸です。

○佐々木総務課長

よろしくお願ひします。

○細川館長

No.3ですけれども班長の蓮沼素子です。

○蓮沼班長

よろしくお願ひいたします。

○細川館長

蓮沼は今年の4月から花火伝統文化継承資料館、通称はなび・アムですけれどもはなび・アムと併任という形になっております。4番は伊藤博明、本日はアーカイブズの留守番をしておりますけれども伊藤も昨年同様よろしくお願ひしたいと思ひます。5番が主査の黒田貴彦です。

○黒田主査

よろしくお願ひします。

○細川館長

黒田は2年目となりますが、まだ保坂先生とは直接お会いしたことはないと思ひますけれども、この後もよろしくお願ひいたします。6番が岡田綾主任です。

○岡田主任

よろしくお願ひします。

○細川館長

少しカメラが遠くなってしまひまして申し訳ございませんけれども、7番ですけれども主事（併任）ということで、三浦成美です。

○三浦主事

よろしくお願ひいたします。

○細川館長

三浦は、今年度の新規採用職員ということで、本務は先ほどのはなび・アムになるのですけれども、週に一日程度アーカイブズで仕事をしており、学芸員としての採用

です。

以上が常時皆さんと一緒に仕事を進めているメンバーですけれども、その他に会計年度任用職員。これまでは臨時職員というかたちでしたけれども、今年度からこの制度がスタートしたことで3人、冨塚由紀子、桜田直子、畑中智春、この3人から仕事を手伝ってもらっております。以上が職員の紹介となります。

もう一つ私からお話させてもらいますが、先ほど黒田から今日のリモート会議の説明をいたしましたけれども、今日の時間ですがこのシステムの関係上5時前に終了したいと思っております。この後、進めていただく渡辺先生の方によろしくお願ひしたいと思ひます。それでは事務局としては以上ですので、この後は会長であります渡辺先生の方から進行の方をお願ひしたいと思ひます。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。では、次第に則りましてアラビア数字の3番に諮問事項についてとありますが、これについて事務局から説明願ひます。

○細川館長

はい。この会議における諮問事項は特にございません。諮問事項が有る場合、運営審議会の開催となっておりますけれども、本日の会議はそれ以外の定例という位置づけで進めさせていただければと思ひます。諮問事項はございません。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。それでは実質的な会議に入る前に例年ですとこのタイトルに第1回と入っているのですが今回は無いわけで、つまり年度内の会の在り方についてこの後どの様になるのかということを含めまして事務局から説明をお願ひします。

○細川館長

はい。説明させていただきます。昨年の秋、10月に開催した運営審議会の際に次年度のことについて少しお話をさせていただきましたけれども、令和2年度からは大変申し訳ございませんけれども市の方で審議会は、定例のものは1回ということになりました。その他、諮問事項が出てきた場合は更に会議を別に行うというような考え方でございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

○渡辺会長

はい。分かりました。令和2年度の最中ですがけれども、次第によれば5番目で2年度の事業報告があつて6番目で令和3年度の事業計画についてという議題があるのですが、年度内にはもう会議が無い。つまり来年の令和3年度の事業計画について検討できるのは今日だけということをもつと最初に確認しておきたいと思ひます。それではよろしくお願ひいたします。

それでは次第にしたがつてアラビア数字の4、大仙市アーカイブズ資料整理公開要領の改正案について、これに就いて事務局から説明をお願ひいたします。

○細川館長

はい。説明させていただきます。私の方からこの改正案の項目を置かせていただい

たことについて説明させていただきます。アーカイブズはご案内のように開館から3年が経過しまして、実際の運営上実務経験や他館の情報がより広く情報が入ってきております。これまでの要領との整合性がとれない状況が一部あることから、今回全体的に公開要領を見直しして改正したいという内容でございます。要領につきましては館長決裁ということで館長の事務になっております。これにつましても大仙市公文書館開館のための懇話会でもアドバイスしていただきましたが、条例や規則と違い館長の実際の運営上の実務の部分ということで、以下説明する内容につきましては委員の皆さま方からは内容についての意見と申しますか、そのようなことを事務局として賜りたいということで資料の方を準備させていただきました。説明は資料の方も大変多くて時間が掛かるのですが、1枚目の大仙市アーカイブズ資料整理公開要領の改正案、これを一番最初に説明しながら実際の要領を改正点などについて係の蓮沼が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○蓮沼班長

それでは私の方から、大仙市アーカイブズ資料整理公開要領改正案についてご説明いたします。今館長から説明がありましたとおり、改正案と書いてあるものを見ながらお聞きいただければと思います。

改正案の概要といたしましては全部で5項目ございまして、用語の訂正・統一と大仙市情報公開条例との整合性、利用制限期間に関わる国や他の自治体との整合性、現在のアーカイブズの整理公開の実態との整合性、最後にこの要領が特定歴史公文書等の全体に関わることから法人等の情報及び地域史料の取り扱いについて追加した5点になります。1から順番にご説明いたします。

まず用語の訂正・統一ですけれども、一つ目といたしましては大仙市の例規により用語を統一するために、現在行政文書となっているものを公文書に変更するものです。二つ目としましては、国や他の地方自治体の法令用語に合わせまして非公開を利用制限に変更するものです。説明は以上になります。

このまま進めても良いですか。

○渡辺会長

はい、少し待ってください。ズームシステムは初めてなので保坂先生、今の事務局の遠くからの音声でしたが問題ありませんでしたか。問題なく聞こえていますか。

○保坂委員

はい。聞こえました。

○渡辺会長

はい。音声は大丈夫のようです。

どうでしょうか。資料の確認なのですが、A4縦置き、横書きのこの資料に基づいて説明を受けているのですが、添付されたホチキス止めの資料ですね。このような改正案の場合、現行のものと今度のものが比べられるような形にするのが普通だと思うのですが。

○蓮沼班長

それが本日お配りしている新旧対照表になります。机にお配りしております。

○渡辺会長

このクリップ止めですね。

○佐々木総務課長

この横長のものです。

○渡辺会長

はい。それではアラビア数字の1番のところ、行政文書から公文書に変更するということは具体的にどのような所なのか、この点から説明してもらえればと思います。

○蓮沼班長

はい。それでは新旧対照表の方をご覧ください。要領の本文の方になりますが、1ページ目第2条の(1)ですが行政文書とございますところを公文書というように変更いたします。以下各項の行政文書とあるものを公文書と変更しております。第6条にも行政文書を公文書に変更しております。

○細川館長

資料の方で1/4など下の方にナンバリングしておりますが、2条の方は1/4ということになります。6条が裏面の2/4ということになります。

○渡辺会長

委員の皆さんお分かりでしょうか。これの趣旨としては公文書館の職員の方々が実務の仕事をする場面での問題というよりは、ここに書いてある通り大仙市の例規全般における用語の統一という、そのような趣旨の改訂ということになる訳ですね。

○蓮沼班長

公文書管理規則が現在は公文書になっておりますし、各法令も公文書になっておりますので、それに合わせましてこの要領に関しましても公文書に統一させていただくということになります。

○渡辺会長

それでは(2)も含めてここについては用語の統一、他の法令用語に合わせるなどの観点から文言の訂正ということですね。それでは一つ一つご意見いただきましょうか。

○煙山委員

ひとつよろしいでしょうか。

○渡辺会長

はい。どうぞ。

○煙山委員

第6条特定歴史公文書等のうち、行政文書にあっては大書庫にとありますが、ここを残したのは何か意味がありますか。

○蓮沼班長

すみません。修正をし忘れたものです。

○煙山委員

はい。分かりました。

○蓮沼班長

すみません。ありがとうございます。

○渡辺会長

すみません。確認の意味で何分の何のところでしょう。

○煙山委員

はい。1/2と書いてある縦長の資料です。A4縦長の3枚目です。大仙市アーカイブズ資料整理公開要領案のものです。第6条で下から5行目特定歴史公文書等のうち、行政文書にあつては大書庫にと文言が残っていたので。

○蓮沼班長

すみません。新旧対照表の方は直っていたのですが、本文の案の方を直すのを忘れておりましたので、訂正させていただきます。

○渡辺会長

はい。それでは訂正の方をお願いいたします。その他何かお気づきの点等ありますでしょうか。もしありましたらまた出してもらおう事にして、大きな2番の大仙市情報公開条例との整合性について、こちらの方に移ってください。

○蓮沼班長

はい。大仙市情報公開条例との整合性としまして、一つ目としましては、大仙市情報公開条例は個人識別型をとっていることから、全文を個人識別型に書き換えるという点でございます。これにつきましては、2枚目でございます個人情報の概念のペーパーを見ながらご説明させていただきます。

現在、個人情報の保護に関しましては、国、地方自治体ともに法律や条例を制定しているところです。日本の場合多くの自治体が個人識別型の個人情報の保護となっております。大仙市も同じく個人識別型の情報になっていることから、現用段階と同じように特定歴史公文書になってからも個人識別型の個人情報を保護する考え方に切り替えたいということで書き換えるものです。具体的に言いますと、これまでのアーカイブズ資料公開要領ではプライバシー等侵害情報を非公開部分として判断するというものになっておりましたが、先ほど申しました通り大仙市は個人識別型を取っていることから、プライバシー等侵害情報となりますと、図では個人情報と言いますのは個人を識別する部分とプライバシーと言われる非公知情報、機微情報を含むすべての情報を個人情報と言います。このプライバシー部分が侵害されているかどうか、本人が侵害されていると思うかどうかということ審査することになりますが、日本の法令上プライバシーというものが規定されていないことから、大変あいまいな判断になるということで、国も各地方自治体も個人が識別できる情報を保護するという考え方で行っております。先ほどから繰り返しておりますとおり、大仙市も個人を識別される情報ということで条例が書かれておりますので、アーカイブズに移管されてからも同じ考え方で個人の情報を保護するということから、これまでプライバシーと書か

れていた部分を、個人情報識別できる情報を利用制限するというに全文を書き換えたということになります。これにつきましては全文に関わっておりますので、何条というよりは全体の書き換えでございます。この要領の中で、一番最初にこの部分が出てきます所は要領本文の第5条になります。こちらは元々プライバシー等点検だったところを個人に関する情報等の審査とし、この審査となっているところは後程説明いたしますが、審査ということでプライバシーの点検から個人情報の審査に変更する形で全体を書き換えてございます。

○細川館長

資料の1/4から始まる横置き資料の2/4、裏面ですけれどもその上段に蓮沼が説明した部分が最初に出てきます。

○蓮沼班長

最初に出てくるのは館長が申した通り第3条の2項になります。今、私が説明したのは第5条で、それを具体的に説明している部分になります。(1)については以上で、(2)まで引き続き説明いたします。

(2)につきましては、30年未経過文書の利用制限情報を情報公開条例非開示情報と同じ扱いとすることを書き足したことです。これに関しましては、大仙市は現在現用文書の保存期間は最大30年となっております、最長30年までの公文書と同じく30年までは現用文書と同じ取扱いが必要ではないかということで、その30年未経過の文書を情報公開条例の非開示情報と同じく利用制限するというを盛り込んだということになります。2につきましては以上です。これにつきましては別記の15枚で綴られている新旧対照表の1/15、1枚目ですね、第1条第1項の最後の部分になります。特定歴史公文書等は「大仙市情報公開条例及び大仙市個人情報保護条例の適用外となるが」の以下の部分で、「30年経過しないものは大仙市情報公開条例第5条各号で規定されている非開示情報を利用制限情報とする」という文言を書き加えたということになります。以上です。

○渡辺会長

はい。中々素人には難しいところがありますけれども、今のところでお気づきの所や疑問点などありましたらお願いします。

○蓮沼班長

説明を加えさせていただくならば、これまでこれが無かったのは秋田県の要領を参考に作らせていただいていたが、秋田県の場合30年経過しないものは非公開となっていることから、この文言が入っていなかったのではないかと考えられます。大仙市の場合10年保存は10年経ってアーカイブズに移管されてから公開されることになっておりますから、30年未経過で公開されるものが有りますので、それについて追加する必要があると考えまして、追加するということになります。

○渡辺会長

それでは私の方から(1)の方ですが、1/4から始まるホチキス止めの2/4のところ3条、4条にこれまではプライバシー等の点検という文言があったのですが、

これを個人に関する情報等の審査というように置き換える訳ですが、これによって具体的に職員の方々がどのような職務の変化になるのでしょうか。

○蓮沼班長

情報公開条例上のプライバシー型と個人情報型に関しましても、これまでいろいろ議論されている中で基本的には大きく変わらないと言われていたとおり、審査することに関しましてはこれまでと同じように大きな変更はございませんが、個人が識別されている情報のこのような情報は何年非公開にするというような考え方に変わること、これが侵害されるかどうかということを考えるのではなく、個人が識別される情報は何年利用制限するという考え方になるということです。

○渡辺会長

もしこの概念図を使って考えるとすれば、まず個人に関する情報というのは3つのくくりがあって、今まではプライバシーと言った場合には下の2つのくくりが考えられていた。今度はそうではなく一番上の個人識別情報、具体的には名前とか性別等これらを中心に審査をして何年でどの様にするか、そういう作業をするという理解でよろしいのでしょうか。

○蓮沼班長

そうですね。これまでは下の2つが侵害されているかどうかということ審査しておりましたが、今後は個人が識別されている下の2つが付随する個人の情報を、何年利用制限するかという考え方になるということになります。

○渡辺会長

いかがでしょう。

○煙山委員

その情報が個人個人の公知情報とリンクしている訳で先ほども言われた通り作業上は特に変更される所はない。ただ、運用上と申しますか、公開する段の在り方がそのような意識を持って公開の在り方が変わってくるということになると思いますけれども考え方としては真っ当だと思います。

○渡辺会長

よろしいでしょうか。もし何かあればまた出していただくことにして、次に3番目の方に進んでください。

○蓮沼班長

はい。3番目に関しましては、利用制限期間内に関わる国や他の地方自治体との整合性を取ったというものになります。一つ目の国際的な慣行である30年ルールを導入ということですが、国内もそうですし、世界的にも公文書に関しましては最長で30年で公開しなければならないという原則がございます、これが30年ルール、30年原則と言われますが、現在、国立公文書館や他の公文書館でも公開等の基準で30年ルールを明記しておりますので、大仙市におきましてもそれに倣って30年ルールを導入するものでございます。

二つ目に関しましては時の経過を考慮した利用制限であるということを明記する

ということで、これに関しては公文書等の管理に関する法律の中で公文書の公開に関して時の経過を考慮してという文言がございますが、これに合わせまして先ほどと同じように国立公文書館や他の公文書館等でも時の経過を考慮した利用制限だということを基準等を書いてございますので、大仙市でもそれに倣いまして時の経過を考慮した利用制限であることを明記するものであります。これにつきましては、どちらも別記の第1条第1項の中に盛り込んだものでございます。

(3) ですけども、利用制限期間80年の追加ということになります。これに関しましては、この要領を作成した時に参考にさせていただいた秋田県公文書館でも80年制限が現在ございますことから、この80年というものを追加させていただきます。これにつきましては別記の第2条第1項の3になります。それ以降80年制限の具体的な事例等にも反映させております。

次に(4)の公開年未定を利用制限期間120年を超える適切な年に変更するものでございます。これに関しましても、原則公開という観点から未定ではなく120年を超える適切な年ということ国立公文書館を始め国内の公文書館等では規定していることから、大仙市でもこれに倣って120年を超える適切な年にしております。ただし、国等おきましては120年を110年としておりますが、この年数に関しましては自治体によって多少の違いがありますことから、大仙市におきましては県の公文書館に合わせまして120年としたいと考えております。

次に(6)ですが昨年度住民基本台帳法が改正されまして、戸籍法の除籍簿等と同様に住民票の除票等が150年保存に変更になりました。これに伴いまして戸籍と住民票を同じ扱いとする120年を超える適切な年は150年程度と考えまして、この150年の保存期間が経過した後に、その時代の法令や社会情勢の変化を考慮して公開するかどうするか判断をする規定に変更いたします。これにつきましては、別記第2条第1項の6及び第2条第2項の2の部分になります。3番は以上になります。

○渡辺会長

はい。

○蓮沼班長

申し訳ございません。今説明いたしました(6)ですが、(5)の間違いですので(5)に訂正していただければと思います。

○渡辺会長

今説明していただいたものは、具体的にはA4縦置き横書きの別表に関わることだと思いますけれども。

○蓮沼班長

はい。

○渡辺会長

これですね。赤で書いてあるところが今回このように変更にしたということですね。

○蓮沼班長

はい。そうです。

○渡辺会長

第3分類、第2分類にもあるのですが、赤字で表記してあるものはどのような意味なのでしょうか。

○蓮沼班長

赤字の部分が修正したり変更した部分ですが、今回この中に入っていないくても少し誤字があったりしたものもありまして、軽易なものについては今回ここには出していないが修正させていただきました。

○渡辺会長

例えば疾病の病という字が単純な間違いで。

○蓮沼班長

元は疾患で、疾患ですと具体的なそれぞれの病気だったので。

○渡辺会長

はい、はい。その文字の訂正なのですね。

○蓮沼班長

はい。そうです。

○渡辺会長

住民票というのは。

○蓮沼班長

これは先ほど説明しましたとおりこれまで住民票の文言はございませんでしたが法律が変わりましたので追加いたしました。

○渡辺会長

はい。無かったと。はい。次には（ ）の中で犯罪の後に（ ）の文言が付いておりますけれどもこれは。

○蓮沼班長

これは、分かりやすくしたと言いますか、これまで罰金刑以下と書いてあったのですが、国や他の自治体の書き方が他の罰金以下の刑でございまして統一させていただきました。内容は一緒でしたので、わざわざご報告するまでもないと思って今回の表の中には入れませんでした。その上で犯罪のaの方はそれより上ということ、禁固以上の刑ということを追加して分かりやすくしたということです。それも国や他の自治体の公文書館の例に倣っているものです。

○渡辺会長

はい。質問の意図はそこでは無くて、書き換えたものか書き加えたものか、そういうことの説明をお願いします。

○蓮沼班長

はい。すみません。そうしましたらaは今までなかったので（禁固以上の刑）を書き加えました。bに関しましては（罰金刑以下）と書いていたものを国や他の自治体と合わせるために（罰金以下の刑）というように内容は全く一緒ですけれども書き換えたということです。

○渡辺会長

はい。分かりました。次に年数が書いてあるところで、改正前と改正後を比べるとほとんどが長くなっているようですけれども、そしてまた120年を超える適切な年というのが3行ほどあるのですが、この120年を超える適切な年と言われても、無制限に行くのか、それともある程度何かしらの目安があるのか、先ほど150年という話もあったと思うのですが、その辺の説明をお願いします。

○蓮沼班長

はい。それに関しましては新旧対照表8/15ページの第2条利用制限期間の開始と公開年度の(2)以降です。利用制限期間120年を超える適切な年という所で、「利用制限期間120年を超える適切な年の利用制限個人情報が記載されている特定歴史公文書等の公開年度は、法令や社会の変化を考慮して、当該個人又はその遺族の権利利益を侵害するおそれがなくならない一定の期間として、120年を超える適切な年を個別に判断するものとする。なお、特定の疾病についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、一定の期間は140年を目途とする。また、戸籍及び住民票についての判断に当たっては、保存期間が満了する150年を経過する段階で、法令や社会情勢の変化を考慮して判断することとする」となっておりまして、疾病は目途としまして140年、戸籍、住民票につきましては150年の段階で法令や社会情勢の変化を考慮して、公開できるものになっているかどうかを判断して公開していくということになります。

○渡辺会長

はい。わかりました。120年を超える適切な年についての2つの例について8/15ページの所にあると説明を頂いただきました。同和問題関係につきましても120年を超える適切な年とありますが、これもどれかに準じる訳ですか。

○蓮沼班長

これは今の段階では何年経ったら同和問題が解決されるかという、公開しても問題にならないのか現時点では推測できませんので、社会情勢等が変化していく中で問題が無くなり公開しても構わなくなった時でなければ公開出来ないのではないかと考えておりますので、具体的な年数は設定しておりません。

○渡辺会長

今の説明では、120年を超えても公開の現状では目途は立てないという説明でした。以上を踏まえましてどこからでもご質問等がありましたらお願いします。

今まで実際作業される中でアラビア数字の2や3に係わるような所謂年数にかかわる事柄で実務面で何か困ったというようなことがあったのでしょうか。それが今回の改正につながったのでしょうか。

○蓮沼班長

これまで自分が経験した中で、病気等は80年や120年以上ということのを他の公文書館ではしていたところ、大仙市ではもう少し短い期間でしたので、本当に公開してよいのかというジレンマがありました。それがきっかけとなって他の公文書館や国

のやり方を見直して、県の方も見直して、80年が県の方でも追加されているということが分かりましたので、大仙市でも80年を加えなければならないということになったということです。

○渡辺会長

はい。分かりました。では実際の利用者側の意見もあってこのようになった、ということではないのですね。

○蓮沼班長

これまではそのようなものの審査が幸いにもございませんでしたので、整理をしている段階でそのような情報が目に入って、これを50年でよいのかと考えたということです。

○煙山委員

はい。すみません。当館だと例えば戸籍の類ですけれども、120年を超える適切な年と言わずただ未定としております。これは法務省からの指示が有ったと思いますが戸籍類に関しては公開しないでほしい。ただ非公開とするのではなくいつかは公開するのだということで未定とさせていただいているのですけれども、目途ということではないのですが140年ないし150年ということで一端区切って、もう一度ちゃんと判断するということを明示したということが勇氣あることだと思います。

それからこの80年と120年など私が経験した中では地震の研究者、具体的に申しますと強首地震の研究者の方がいらっしゃるしまして、その避難状況を当館の公文書の資料調査をしたいということでしたが、強首地震の避難状況の資料というのは誰がどのように被害を受けて、悲惨な状況だからそれに対して援助しなければならないとか支援しなければならないとか、どれだけ悲惨だとかどの様な死に方をされたとかそのような内容になる訳で、結局そこは公文書館として当館では出せない。でも研究者としてはそれが必要だと。それではいつになったら出せるのだということで120年になっているのですけれども、ここは非常に難しいところです。研究だからよいだろうというのは乱暴な言い方でして、ここはきちんと守られるべきだろうと思いますので、実際仕事をしていて難しいところではありますが、情報を出す側としてはこれが限界なのではないかと思えます。

○渡辺会長

さらに関連してこの運営審議会の役割として、今検討しているのが館長決裁で決めることが出来る職員の職務に関する規定ですが、それに従って、利用者が見せてくださいと申し出た時に、館の内規に当たるこの規定でそれは公開にはなっていませんといった場合には、そのあとの不服の申し立てに当たる手続きも整備されている訳で、その不服の申し立てがなされた場合はこの審議会に対して利用者からこのような不服が出ていますが如何でしょうかという、形で意見を求められるということですね。

あくまでもこれは館長決裁で決める職員の内規ですが、利用者側からそのような不服の申し立てがあった場合にはこの審議会が招集されるということですね。事務的な確認をさせてもらいました。それでは、また何かありましたら随時出してもらうことに

して、次にアラビア数字の4番の方に進んでください。

○蓮沼班長

はい。4番に関しましては、現在実際に行っておりますアーカイブズでの整理公開の実態との整合性となります。(1)の点検を審査に変更ということで、先ほどもお話ししましたが、第3条と第5条の、4枚の方の2/4になりますが、プライバシー等の点検を個人に関する情報等の審査という言葉に変更したものになります。これに関しましては点検だけでなく実際に利用制限する情報か、それが何年制限になるのかということ審査している実態がございますことから、言葉としまして点検よりも審査が合っているということで、点検を審査に変更するものでございます。

二つ目の行政刊行物等の保存方法、保存場所ですが、これも本文の3/4ページにございます第9条の行政刊行物等の保存場所及び排架順序という所の変更でございます。これは実際に複数部を保存してその一部を閲覧室に排架しているという現状から、そのような文言に変更するものでございます。

次については、申し訳ございません、こちらに(1)とありますが(3)に修正をお願いいたします。(3)の利用制限情報の審査における利用制限部分のマスキング方法を2段階に変更するというので、こちらは別記の方になります。15枚綴りの方の別記の第1条第6項の2、5/15ページになります。第1条第6項の2ということで、6の全公開と一部非公開というところの(2)の部分です。(2)の一部非公開というところでこれまでは非公開情報、今で言いますと利用制限情報となりますけれども、この部分を黒塗りで塗りつぶしたものを複写した上でお見せするという形ですが、現在は大仙市アーカイブズでは2段階にしております、県の方式と同じように袋掛けでそのページを利用制限として利用者の方にご提供した上で、そのページの細かいところまで見たいという方に対しまして、そのページの利用制限部分の黒塗りしたものを情報提供させていただくという2段階を取っておりますことから、実際の方法をそのまま追加させていただいたということになります。4につきましては以上です。

○渡辺会長

はい。3までの所が職員の方々が実務をされる事柄についての規定の変更だと思います。そして、4についてはそれを行ったあと実際に公開する場面で、今の説明によりますと、今までもやってきた事柄を正しく表記して改正したということかと思えます。今現在もやっていることを今後に向けてこの内規の中に文書として書き込むということかと思えます。

そこで、この最後の袋掛けの所がやや分かりづらいかと思うのですが、そこに例えば帳面物の場合、あるページの中に公開することが出来ない部分があった場合には、4そこに袋を被せた形で見てもらう。ところが、利用者側からすれば1ページ全部を見せられない訳ではないでしょうから、見せてもらえる部分があるのであれば出来る限り見せてもらいたい。それがこの「なお」という所に表現されているのですね。そうした場合にはもう一段工夫をして、公開出来ない部分については細かく注意して複

製物を黒く塗りつぶして、そして見せられる部分については複製物ですけれども見てもらうという、そういうことを今までもやってきたし、それを今度はきちんと内規に明記するということですね。

それではもし何かありましたらまた出してもらうことにして、最後の項目5番目の所に進んでください。

○蓮沼班長

はい。5番目に関しましては、この運用基準自体が特定歴史公文書等全体のものでございますことから、これまでは公文書のみ記載であったり、個人情報のみ記載だったところを法人等の情報と地域史料につきましても追加した部分でございます。要領の本文第5条の部分とそれに伴う別記の部分を変更したものでございます。別記の方を見ていただきますと第1条第2項、1/15の最後から2に掛けたところで、「利用制限情報は、次のものとする」との(1)のところ、2/15ページの最初ですけれども、時の経過を考慮してもなお当該個人又は法人等の権利利益を侵害するおそれのあるものということで法人等の部分を追加しております。(2)につきましては地域史料の部分について追加させていただきました。これに伴いまして第3条第4項、4/15法人情報に付いての利用制限情報該当性の判断基準を追加した部分と、第3、一番最後14/15から15/15の利用制限法人情報に関する事項というものを追加いたしました。5につきましては以上です。

○渡辺会長

はい。今の説明で法人の所が出てきたように思うのですがけれども地域史料に関しては何処にありますか。

○蓮沼班長

はい。先ほども一度言いましたけれども、2/15の(2)になります。2/15の上から二つ目の「(2) 公文書館が個人又は法人等から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行いながら、時の経過を考慮して個別に判断するものとする。」という部分を書き加えました。

○渡辺会長

これが具体的に地域史料を扱っているところですね。

○蓮沼班長

はい。

○細川館長

今までは無かったです。

○蓮沼班長

そうです。これまでは法人情報に関しましても寄贈を受ける地域史料につきましても一切記載がございませんでしたので、特定歴史公文書等の中にこの2つが入ってくる可能性が大いにあり、すでに実際にありますので、この基準が必要だということで追加したものでございます。

○渡辺会長

はい。分かりました。それでは1から5まで全部を振り返ってもし何かありましたらお願いいたします。ところで、このズームシステムは長時間大丈夫なのですか。秋田大学の契約は確か90分かな。90分プラスちょっとまではレコーディング可能なのですが、3時間にもわたって継続して会議を続けても大丈夫なのですね。それでは、保坂先生お願いします。

○保坂委員

はい。

○渡辺会長

音声入りますか。

○保坂委員

はい。今のご提案の趣旨について、基本的に賛成するものですが、いくつか質問させていただきたいと思います。一点目はこの改正案について全体を説明した資料の一つ目。改正案の概要の1番目の(2)末尾のところでは非公開を利用制限に変更するというようにあります。これまでの要領の中にあった文言の非公開という言葉が全部利用制限に機械的に置き換えるのではないのと思うのですが、例えば新旧の条文対照表の別記の中の5/15では全非公開と一部非公開という言い方で非公開という言葉が残っております。これもやろうと思えば全部利用、全体を利用制限にするとか一部を利用制限するという言葉に置き換えられなくもないと思うのですが、このような所が残っているように見えるのですがどのような使い分けをなさるのかというのが一点です。これが一つ目の質問の一つ目です。それと関連する所で同じ場所ですがもう一つ質問を加えてしまいますと一部非公開の所で複写物を作って塗りつぶして公開するというやり方に加えて被覆を加えた。(2)で被覆を加えたという話は分かりますがそれに対して(3)の被覆方法の特例というのが(3)に書き加えられている。これが本当に必要なのかなという感じがしました。これが無いとどのように困るのかというご説明を頂きたいということです。

それから大きな2点目が要領の別記の方の1/15の下の方で第1の2利用制限情報の中にもありますけれども、その(1)(2)とあって(2)が先ほど目に留まった寄贈寄託の場合です。これは書き加えられたものなのですが読んでいきますと寄贈者、寄託者の意向を最大限に尊重するという言葉になっていて、これだと寄贈者、寄託者が何か言ってしまうとそれを100%守らなければならないという感じに読めてしまう。そのあと利用の制限についても特段の配慮。だから寄贈者、寄託者を尊重するというのは結構なことで、意向を聞くのも結構なのですが、最大限という言葉と特段の配慮の特段はやや強すぎるのではないかという感じを持ちましたが、このあたりを何か議論したのかということ伺いたい。大きく2点でございますがどうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺会長

はい。最初に非公開の文言を機械的に換えたのではないらしいこと、この点につい

て説明願います。

○蓮沼班長

はい。先生がおっしゃる通り利用制限という言葉でも書けるなど私も思ったのです。この部分は迷ったところで文書法制班とも少し話をしたのですが、この言葉をどうするのかというのが難しくご意見を頂きたいと思ったのも実はありました。言葉をそのまま利用制限にした方が良いのか、県も非公開というようにしておりますけれども、公開と非公開という用語を残した方が良いのか。目録上は一部非公開とかそのような言葉を使っている訳ですけれども、利用制限という言葉に変えるかどうかというのはちょっと中々難しい問題だなと。今まで公開、非公開としてしまっただけなのですが。

○保坂委員

途中でコメントさせていただきますと、上位の条例や規則類との整合性と言うか全体をとおして見てもう一度判断されたら良いだろうと思います。それと今回は館長決定になる部分だけでもこの審議会で助言意見を言うということですが、その説明の文書で非公開を利用制限に変更するというように説明で書いてしまうと100%置き換えたのかなというように読むのですが残っている部分もあるぞということでこの説明を丁寧にやる方法が有るかもしれないというように思いました。英語で言いますと利用制限という言葉の方が使い出が有って、英語で言うと「access restriction」なのですが、制限の仕方というのは非常に幅が有るものだ。いろいろなバリエーションがある。いろいろなケースがということで結果としての公開、非公開とかだけではない。使い出がある言葉なので基本的に結構だと思えます。一部公開、非公開という言葉が残るとしたらそれはどうしてなのかということの説明できるようにされた方が良いというのがコメントでございます。お返しいたします。

○蓮沼班長

ありがとうございます。これにつきましてはもう一度検討した上で、残すのであれば説明できるようにいたしますし、利用制限で統一することも含めて一度館内で検討したいと思えます。

次に二つ目のご質問ですが、寄贈、寄託の資料についての寄贈者、寄託者の意向につきましては。

○渡辺会長

その前に。

○保坂委員

ごめんなさい。(3)の被覆方法についてお願いします。

○蓮沼班長

すみません間違えました。被覆方法につきましては県の公文書館の被覆方法に倣っていたので、その被覆の特例について、現在大仙市でも1ページ2ページのものでと基本的には1枚ずつ、1ページごとに封筒を掛けるのですが、例えば30枚の中に利用制限のないものが数枚しか無い場合にはそれを丸ごと全部被覆するという方法を取っております、県もその様な方法を取っているのですが、なぜかと申しますと

一枚ずつやりますと膨大な幅になってしまっていて、蛇腹のようになってしまっていて資料を傷める可能性があるので、県でも大仙市でも同じ方法を取っています。20枚とかを纏めて一つの封筒で袋掛けするという特例をして被覆をしている訳ですが、その部分を実際やっておりますので書いた方が良さだろうという判断をしまして、追記したものでございます。

○保坂委員

これも一言コメントすると20ページとか30ページとかの利用制限部分がある場合に纏めて被覆するというのは当たり前のことのような気がしますが。

○蓮沼班長

そうですね。ただ、県の方で特例と書いているので、そう書いた方が良いのかなと判断して私が書きまいましたが、特例と書いてあったので特例なのかなと。

○保坂委員

なんとなくではなくどのように書くものですかね。全体に膨らんでいますから本当になければならないのか見極めた方が良いかなと思います。

○蓮沼班長

このような特例と申しますか被覆方法について、どうしても他の自治体さんの事例が見つけられなくて、秋田県のこのような事例しか見つけられませんでしたので、県の方を前に言いにくいのですが、秋田県のをうちの要領に参照させていただいている事も有りますので、そのまま参照させていただいたということですので、先生がおっしゃるとおりもう一度検討させていただきたいと思います。

○煙山委員

言わせていただければ、確かにこの特例は有るのだと思うのですが、当館の例というところと最初袋分けだけだったのです。だったのですが、こちらの改正にありますとおり細かいところまで見たいという方に対して、それでは別に規則を作って複写して塗りつぶしてというようなことを加えたときに、色々な検討をしたときにこのようなものを追加したと記憶しております。少し丁寧にやりすぎたなと言う気はしますが、何ページにも渡って簿冊の中に挟み込まれているものについてはまとめて被覆させていただきますよと言うような趣旨で作ったと記憶しています。

○蓮沼班長

そのようなことも踏まえましてもう一度検討いたします。続きまして先ほどフライングいたしました、地域史料の2/15の(2)の部分ですけれども、これにつきましては他館等の基準に書かれているものを参照させていただき書いたものでございますが、基本的には時の経過を考慮して、配慮しながらも個別に判断するとあるとおり、ずっと非公開にするということではなくて公開をするということを書いているように考えているのですが、先生がおっしゃるとおり強いということもありますので、もう一度他の事例を参照しながら検討していきたいと思います。

○保坂委員

参考までに申しますと視聴覚アーカイブズ資料などで良く出てくる例ですが、所蔵

者が大変なコレクターですごく熱意を持って集めてきた思いがものすごいのです。そのような方に利用制限に関して意見を言わせると誰それには見せるな、誰それには見せるな、私や一族や子供や孫がきたときにはいつでも見せろみたいなことをものすごい条件を付けてくる例があるそうです。そのようなことが資料によってはそのような注文が付くことが有るのでアーキビスト、アーカイブズの側がキチンと判断してこの利用制限に関する取り決めをあらかじめ行っておくことが大事だと言うことが教科書に出てくるのです。そのようなこともあるので一応ほどほどにと申しますかバランスを取って書いておいた方が安全ではないかということでした。以上でございます。ありがとうございました。

○蓮沼班長

今の事例で言いますとあくまでも個人情報の利用制限ですので、それについての自分の、個人のものについて何年公開しないで欲しいということに対しての配慮でございますので、今のようなご心配は無いのかと思っております。

○保坂委員

私の上げた事例は全般に関することで大きすぎたと思いますが、手放しにならないようにするということは大事だと言うつもりで申しあげました。

○渡辺会長

今の点で言いますと、尊重する配慮するという点はもちろんだと思いますが、最大限にあるいは特段の、というこのような副詞の付け方ですね、後々のことを考えて慎重にこの文言を選んでみてはどうかというご意見でございました。是非参考にして頂ければと思います。

その他いかがでしょうか。それでは司会の進行の不手際で時間をいっぱい使ってしまったので次の大きな項目に移りたいと思います。次はアラビア数字の5番、令和2年度の事業報告についてこれについてのご説明をお願いいたします。

○岡田主任

そうしましたら令和2年度の事業報告について利用状況について説明させていただきます。お手元の資料の運営審議会資料一覧の1ページ目と別紙の1、別紙の2、別紙の3がこの部分で説明させていただく資料になります。

初めに今年度、令和2年度の事業報告の前に、昨年度第2回の運営審議会中止となりましたので、昨年度の利用状況について簡単に説明させていただきたいと思います。

こちらは別紙1の方をご覧ください。別紙1の方にありますとおりこちらが昨年度の来館者及び資料請求者数になりますが、全体の傾向といたしまして来館者数事態は前の年と比較いたしますと減少しております。ただ、資料の請求者数につきましては前の年よりも多くなっておりますし、29年度の開館の年よりも令和元年度は微増という形になっております。令和元年度はコロナウイルスの感染拡大がありましてその対策として令和2年の3月が1か月丸々閉館となっておりましたので、その影響もありまして来館者数も減少しており、コロナウイルスの影響がなければもう少し伸びたのではないかと思う所です。

別紙1の(2)職員利用につきましても前の年の30年度と比べましても増加傾向にございます。一番増えておりますのはやはり公文書の利用になりますが、こちらの公文書館の方に徐々に各市町村の文書が移管されてきておりますので、そのようなことが影響しているかと思えます。

(3)のレファレンスにつきましても増加傾向にございまして、レファレンスのお問い合わせですと、電話でのお問い合わせが各年通じて1番多いお問い合わせ方法となっております。その他メールなどでも様々なお問い合わせ方法がございまして、利用者の方に合わせた形で、こちらの方にお問い合わせいただいております。

昨年度につきましても送迎件数は下がっておりまして、車で来られる方が多かったです。

(5)の視察の団体数についても29年度、30年度と比較しますと少なくなっておりますが、こちらの人数で見ますと市内の団体さんが多く来館されておまして、市内の団体さんの人数で見ますと30年度、明治150年事業をやった際と大きく違いがございませぬので、地元根差して何回かリピーターで来ている方も団体さんでもございまして、徐々に地域に根差してきているのかなと思われまします。昨年度の視察団体の内訳の方で、他の自治体さんからの視察も何件かございまして、大仙市アーカイブズは東北最初のアーカイブズですが、その他の自治体さんでも、横手市さんはもう開館されておますが、徐々に仙北市さんですとか由利本荘市さんでも開館に向けた動きがございまして、参考にされたいということで来館される事例が何件かありました。

昨年度についてはもう一つ別紙の2の方もご覧いただきたいのですけれども、こちら折れ線グラフが2つ付いたものになっておりますが、上が来館者数、下が来館者が有った日の割合で少しわかりにくいのですが、下のグラフは開館日数に占める人が来た日の割合になります。来館者数で見ますとどうしても30年度や29年度に比べて令和元年度は見劣りしますが、来館者が有った日の割合で見ますと例えば29年度、30年度の冬期間は非常に下がっておりますが、令和元年度においてはお客さんがいる日が大幅増加しております。昨年度の2月は30年度より低くなってしまったのですが、コロナの影響がなければもう少し上がったのではないかなと思っております。

昨年度に関して申しますと、月の開館日の半分はお客さんがいらっしやっていたという事で大きな団体さんは開館して話題になってということで、どんどん団体さんが来てということは無くなってきておりますが、地域の方にリピートしていただいたりとか、新しく知っていただいてこちらの方ご利用いただいたりしております。また、利用者の方を見ますとリピートとなっている状況となっております。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。ホチキス止めの資料を見ますと、全体の人の数が減っているということは否めない。ところが資料2段目の真ん中の帯を見ていくと利用される点数自体は決して減っていない。むしろ増えているということが見えてくる。あるいは別紙2の折れ線グラフを見ると、分かりづらい表ではあるのですが、閲覧室

にどれだけの人が入っているかという人の数ではなくて、人が1人でもいる日を数えると結構稼働率はよくなっているということですね。それでは、職員利用についての説明がなかったように思いますが、これについて一言事務局からお願いします。

○岡田主任

職員利用については29年度、30年度と比較しますと徐々に増加傾向にございまして、アーカイブズの方に各旧市町村からの文書が移管になって来て徐々に排架数も増えてきているところが大きいかなと思っております。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。ここで何かお気づきの点ありますでしょうか。

○煙山委員

質問よろしいでしょうか。

○渡辺会長

はい。お願いします。

○煙山委員

一般の方の資料請求者数、申請者数と申請数が多くなっているということで研究者とか地元の郷土史の方とかが増えたということでしょうか。

○岡田主任

そうですね。と申しますより企業さんとか、令和元年度に関しましては写真集に使いたいとか報道関係の方とかも多かったですし、企業で写真展を開催する際にこちらにございます写真を提供いただきたいということでご来館頂いたということが多かったです。

○煙山委員

はい。分かりました。

○茶谷委員 挙手

○渡辺会長

はい。お願いします。

○茶谷委員

アーカイブズの機能としては一般研究者の方で市外の方のご利用もありますけれども職員の利用も非常に大事だと思います。職員利用の所を見ますと確実に増えてるし複写枚数とか複写件数ですね。それから地域史料の閲覧などもそうですが、主にどのような方々ですか。

○岡田主任

職員の利用で見ますと圧倒的に多いのは建設部の職員の方です。例えば土地ですとか建物の関係の書類を確認される方が多くなっておりまして、何十年も前の契約を今確認しなければ未登記問題等もありますので、何十年も前のものを確認したいということもありまして建設部の利用というのが一番多くなっております。

○茶谷委員

行政の担当者がより良い行政機能を発揮するためにアーカイブズは非常に重要な

施設ですね。建設以外でありますか。

○岡田主任

建設以外ですと人事の関係で臨時職員として雇用されていた方の在職証明を出すために調べに来たり、そのような文書も大曲市時代のものの閲覧などがあります。

○茶谷委員

そのようなことは大仙市の職員がアーカイブズに行けばこのようなことが分かるとの理解が段々深まって具体的な活用がされる非常に大事な側面だと思います。

○岡田主任

徐々にですが、アーカイブズに何かあると、聞いてみようかなということで、アーカイブズが有るということが広まってきたと思います。目録も今、太田町の分ですとか大曲の分、あと中仙の分ですとか職員向けには公開しておりますので、職員向けのシステムでご案内しておりますので徐々に使い方が浸透してきたと思います。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。他にありませんか。いかがでしょうか。レファレンスについてもとても丁寧にやってくれていると思います。レファレンスの内容や対応を見ると、地元の方々が地元のことをアーカイブズに行けば何かわかるのではないかという期待が現れているように思いますが、このような事業を継続するのは大事なことです。ちなみにですが、この中のどれかを調べるのにどのくらいの時間がかかるのでしょうか、例えば別紙3の一番下の項目では簡易水道のことが取り上げられていますが、これは、作業量としてはどれくらい大変なものなのでしょうか。いろいろな例があると思うのですが、大まかに教えて下さい。

○岡田主任

そうですね。時間が有るときに調べてという感じで2日位でしょうか。レファレンスの詳細なのですが、令和2年度の事業報告の際に取り上げたいと思います。只今は令和元年度の別紙1の方を説明しておりました。

○渡辺会長

はい。では続けてお願いします。

○岡田主任

はい。では令和2年度の利用状況について報告させていただきます。令和2年度ですが、一般の来館者の方及び資料請求者数については資料の1ページ目にありますとおりとなっております。今年度は新型コロナウイルス感染拡大対策ということで4月、5月は例年通りの開館とはまいりませんでしたのでその分の人数もやはり少なくなっております。ただ、団体さんのキャンセルもありましたのでそれが無ければもう少しということもありましたが、本年度はそのような傾向にあります。来館者数ですが一日当たりの来館者数で見ますと令和元年度の2.6人とそれほど大差ない来館者数となっておりますので、コロナ禍の状況となっておりますがまずまず健闘しているのかなと思われま。また、6月ですが令和2年度の6月は昨年度よりも来館者数が増えている部分もあります。秋田魁新報さんの方に展示について載せていただきまし

て、普段であれば昨年度はこの時期展示をやっていなかったというのがありますが、昨年度よりも来館者数が増えたと思われまます。

資料請求者数につきましては令和2年度上半期の段階で32人ということで、別紙1の方でこれまで年間で一番多かった令和元年度で36人でしたのでこのペースでいけば過去最高の記録になるのではないかと考えております。資料を請求していただいた方は、今年度はどうしても県内が圧倒的に多くなっております。申請された資料につきましては公文書の利用が多くなっておりまして、畑中先生にも何回かご利用いただきましたがその他、新しく今までの利用者と違う方がこちらの方にいらっしゃって資料をご利用いただいた方が何人かいらっしゃいますので、徐々に新しく開拓できているのかなと思います。資料の利用としては公文書が多いのですけれども、特にこの資料というような偏りと言いますか傾向がある訳でもなく、それぞれの方が必要に応じてご覧いただいている状況です。昨年度は写真の資料の請求が非常に多かったのですが、今年度は特に何が多いいという傾向はありませんでした。

続きまして職員の利用についてですが、職員の利用につきましても増加傾向にございまして今年度上半期で30件となっております。職員の利用ということで公文書が一番多くなっております。昨年度同様建設部の方のご利用が今年度一番多くなっております。

続きまして(3)のレファレンス件数については昨年度並みということで、今年度は電話でのお問い合わせが一番多くてメールでは上半期にはいただいておりませんでした。相手方については一般方と職員が半々となっております。

(4)の送迎対応件数については公共交通機関の利用を控えている関係も有ると思いますが令和2年度は1件ということで今後もあまり増えないのではないかと考えられます。

(5)の視察団体数についてですが、視察される団体の方にコロナの影響がありましてバスの乗り合わせですとか制限されていた時期もありましたのでこれまでに比べて減少傾向にあります。団体さんの内訳については(6)の表のとおりとなっております。

○渡辺会長

以上でしょうか。

○岡田主任

はい。以上です。

○渡辺会長

はい。今のご説明を受けまして何か質問ありましたらお願いいたします。

それでは時間が少し押しておりますので続いて2の方に進んでください。事務局から説明をお願いします。

○蓮沼班長

資料の調査・管理につきましては(1)歴史公文書についてご説明いたします。まずア評価選別ですが、保存期間が満了した公文書のうち、歴史公文書として大仙市アー

カイズに移管するための評価選別を実施しました。今年度は表のとおり1月から3月に評価選別して今年度移管したものと、7月から8月に評価選別して移管したものになります。2,925冊の内272冊を移管して2,653冊を廃棄いたしました。詳細につきましては別紙4をご覧ください。網掛けの部分をご説明いたしますが、農林部につきまして毎年対象になっていきます冊数が移管も廃棄も少ない現状がございますが、これにつきましては農林部が5月が繁忙期に当たるため、5月に本庁の書庫に搬入するのですがこの時期に搬入することが難しく、これまで書庫の方に文書が保存されていなかったという現状がございます。ヒアリング等も行いまして今年度以降ごろに農林部の搬入時期をずらして書庫の方で管理できるようにしたいと考えております。次に建設部の方ですがこれも毎年そんなに多くないのですが、昨年は16.8%と移管率が多いのですが今年は0.9%と少なくなっております。後程ご説明いたしますが30年の文書庫がアーカイブズにございまして、建設部の30年保存文書が大量にあります。そのような状況から建設部に関しましては、多くの文書が重要な30年保存となっていて文書庫に入っていないという現状がございますので、この0.9という移管率になっております。議会の方の37.5%ということですが昨年79.2%だったのが今年37.5%となっておりますが、昨年書庫の方の別の場所から議会に関する公文書が出てきて評価選別して移管したことがありまして、去年が多くなっております。今年が減ったというのは今年通常どおりの移管となっております。合計の網掛けの部分ですが、移管の方で1年保存にも関わらず移管したものがございます。これは被災者の花火招待事業に関して初年度のものが1年保存としてございましたのでこれを移管対象としたものでございます。それから30年で2冊廃棄となっている部分がございますがこれにつきましては※の3にもございまして、廃棄とした理由としましては1冊は文書が入っていないファイルのみのもの、2冊目は1年保存文書のものが間違って30年保存文書に編綴されていたというものでございますので廃棄という判断をいたしました。アの評価選別については以上となります。続いてイの方もご説明してもよろしいでしょうか。

○渡辺会長

はい。

○蓮沼班長

イ歴史公文書の移管及び配架冊数につきましては、今年の6月24日に仙北支所保管の仙北町役場文書の第1回移管を実施いたしました。これは先ほどの評価選別と廃棄したものとも関連するのですが、今年新型コロナウイルス拡大感染防止のため3密状態の作業がしばらく禁止となっていたため、例年ですと5月中に廃棄と移管が行われるのですが予定より1か月半遅れて6月後半に行われたものでございます。移管状況としましては今年仙北町役場文書の1,173冊を移管しておりまして、後程ご説明いたしますが後期も仙北町役場文書の移管を実施する予定となっております。配架状況としましては、現在大曲市役所文書7,105冊の配架と太田町役場文書1,278冊、仙北町役場文書202冊、大沢郷村役場文書2,351冊の合わせて

10, 936冊を配架しております。

続けてウの令和2年度後期の移管作業についてご説明いたします。先ほどご説明したとおり旧市町村文書の移管につきましては、今年度残りの仙北町役場文書の評価選別と書庫での並べ替え作業を行い移管を行います。もう1つ現在大仙市役所になってからの評価選別した特定歴史公文書は小種文書庫に保管しているのですが、大仙市役所になってからだけではなく、大仙市になってから保存期間が満了した大曲市役所文書も一部こちらの方に保管されておりますので、大曲市役所文書の移管を実施したいと考えております。評価と課題ですが、今年度は評価選別対象に大曲地域の公民館を加えて少しずつですが、着実に公文書の管理の環境が整っていていると感じております。また後期は支所を対象として評価選別を実施する予定としております。また、配架作業を優先した結果、前年度の同時期と比べて配架数は大幅に増加いたしました。それに伴います目録作成までにタイムラグが発生しておりまして、配架はしてありますがまだまだ目録が無い状況がございますので、一部資料の検索に時間を要する状況がございますが現時点での閲覧対応に大きな影響はございません。先ほども言いましたとおり新型コロナウイルスの影響で仙北町役場からの文書の移管作業が遅れておりますので今後の課題となっております。もう一つこれも後程説明しますが小種文書庫を廃止いたしますので、これに向けた評価選別作業に時間が割かれることが予想されております。(1)については以上です。

○渡辺会長

はい。まずこの(1)歴史公文書について、資料の調査・管理(1)歴史公文書についてのご説明をいただきました。これに関して何かご質問等ございませんか。

○蓮沼班長

すみません。先ほど説明するのを忘れてしまいました。別紙4の数字を間違っておりまして、4ページと数字がずれておりましたが、移管数の合計ですね。表の方で258となっておりますが272が正しい数字となっております。258を272に書き換えていただければと思います。その関係でパーセンテージ割合の8.8が4ページに書いてあるとおおり9.3%が正しい数字です。すみませんが修正をお願いいたします。

○渡辺会長

はい。そうですね。内訳別紙4参照と書いてあったのですが数字が合わないなと思っていました。

○蓮沼班長

申し訳ございません。※を入れて数字の足し算が出来なくなっておりました。申し訳ございません。

○渡辺会長

単純に合計の所の間違いですか。

○蓮沼班長

エクセルの計算で14の所に※2を入れて、※2の14が足されずに258のまま

となっております、右の方は直っていますが※3は直したのですが※2を直すのを忘れてしまいました。それで数字が合わなくなっておりました。申し訳ございません。

○渡辺会長

別紙4の資料については30年保存が2つあるのですが、この2つとも30年なの
にどちらも廃棄となっています。これに関して※3で説明がありますね。それによ
ると、1冊はファイルだけあって中身が無い。もう1冊は実は1年保存文書が間違っ
てここに入っていた。なので30年保存だけれども今回廃棄したという説明でした。

それでは他にお気づきの点がありましたらまた出してもらおうことにして。

○畑中委員

すみませんお願いします。

○渡辺会長

はい。どうぞ。

○畑中委員

4ページで配架状況の所ですが一番下の合計数10,936件、冊でしょうか。こ
ちらが書架に並んでいるというイメージでしょうか。

○蓮沼班長

はい。そうです。

○畑中委員

これは、公開されているものでしょうか。

○蓮沼班長

基本的に配架されたものは公開対象としているのですが、先ほど申し上げましたと
おり配架してから目録を作っているのので、公開目録にはまだ一部載っていない部分も
ありますので、問い合わせがあってと申しますか、来館者の方が目録を検索され資料
がヒットしなくても、管理しているものの中にあればお出ししております。

○畑中委員

目録に無いものでもヒットするものについては公開してくださるということなの
ですね。

○蓮沼班長

はい。

○細川館長

はい。事前に作業目録のようなものを持っておりますので、表には出せないの
ですが所謂ファイル名は有るといふか出来ているということです。

○渡辺会長

私も分からないのですが、一般の利用者は書庫に入れませんし、目録も見れませ
んし、目録を作る前段の整理作業台帳も見ることが出来ませんから、一般利用者には結
局何もわからない。つまり、無いに等しい扱いになっているのではないですか。

○蓮沼班長

ただ、基本的にはいらっしゃった方にお声掛けをしておりますので、目録だけを見

てそれだけですよということだけでは対応していないということです。無いものもございまして、案内はしておりますので見たいもので見つからなかった場合はお声掛けをしております。

○細川館長

無いと言われればそれまでですが、レファレンスで実際は対応しております。先ほど先生が述べられたここにピックアップしたものは、目録が無くても対応が出来たということです。相談には応じております。そのため、出来るだけ早く目録は整備したいと思っております。

○渡辺会長

目録に無くても利用者の側から口頭で、このようなものについてどうですかと問い合わせがあると対応出来る場合もあるということですね。しかし、それでは利用者側が何も言わなければ目録だけの情報で、結局は無いということで終わってしまうということにはなりませんか。

○蓮沼班長

基本的には利用者がいらっしゃるときにお声掛けして、何をお探しですかとお聞きするのでその際に一緒に探したりしますので、目録に無くてもこのようなものがありますよということでご案内いたします。

○渡辺会長

はい。

○畑中委員

そうすると確認ですが、目録に無いものは見せませんというスタンスではないということですね。

○蓮沼班長

はい。そういうことです。

○畑中委員

はい。分かりました。

○茶谷委員

良いですか。

○渡辺会長

はい。お願いします。

○茶谷委員

配架状況、移管状況のことと思いますが大曲市役所文書、それに太田町、その他もありますが、目録が完成しているのはこの中では、太田町などはもう目録が出来ているのですか。

○蓮沼班長

目録と言いますか元々のリストはありますが、足りなかったり間違ったりしているものが有りますので、番号と現物を見ながら公開用の目録に整えておりますので、配架してから目録を整備しているのです順々に目録は公開しておりますが、現在、大曲市

役所文書で8割位は終わっていて、太田もほぼほぼ8割位、配架しているうちの8割とみえています。仙北町役場文書についてはそもそもリストが全体の一部しかありませんのでリストが無い状態で、まだ目録が出来ていない状況です。

○畑中委員

閲覧室のパソコンに太田町目録ってありましたか。

○蓮沼班長

データではございます。現在は公文書のフォルダーと地域史料のフォルダーに分かれていて、公文書のフォルダーに大曲と太田と両方入っております。ホームページ上も両方アップしておりますので見られる状況となっております。

○細川館長

もう少し整理してお話しますと4ページの中段より下の方に移管状況がありますが、例えばR1の太田3,500と2,000が合わせて5,500あるのですが、その内、配架したものが下の表の1,278です。ただし、これもすべて目録は整っている訳ではないということで、この差引がこの後作業しながら目録も整備しながら配架も行っていくということになります。ただ、5,500についてはリストと申しますかざっくりとしたファイル名だけはあり、掴んでいますので相談には応じることができる、可能だというイメージです。

○池田委員 挙手

○渡辺会長

はい。お願いします。

○池田委員

先ほど大曲図書館の。

○渡辺会長

すみません。マイクの方に向かって発言をお願いします。保坂先生の方にも聞こえるようにお願いします。もう一度お願いします。

○池田委員

図書館のものをアーカイブズの方に移しているように先ほど伺ったように思うのですが、どのようなものをどのように移されているのかと少し気になったものですから。

○蓮沼班長

今、説明した中ですと大曲図書館については、図書館の文書についてはもし今回の言えば公文書のことになりまして、例えばどのような講座をやったか。図書館の運営審議会がありますのでそれについての文書があったりとかそのようなものの移管で、図書館の資料の移管については現在ここまでの中ではお話ししておりません。

○池田委員

すみません。

○細川館長

その件に関しては、この後出てきます。

○池田委員

資料の方かなと思って勘違いしました。

○蓮沼班長

たぶん公民館と勘違いされたと思います。公民館のも公文書なのです。公民館の講座とかのファイルを移管したというお話かなと思います。

○池田委員

分かりました。すみません。

○細川館長

折角だから関連して説明させてください。

○渡辺会長

関連してお願いします。

○黒田主査

図書館にむかし郷土資料室のような物が有りましたので、ここで保管していた大曲市史編さんのために集めた資料群、こちらについてはアーカイブズに移管になっております。詳しくはこの後説明させていただきます。

○池田委員

分かりました。

○渡辺会長

今は歴史公文書、これの移管について説明をいただいたところでした。それでは続きましてその次の項目に進んでもらいたいと思います。資料の5ページの(2)30年文書庫、こちらの方の説明をお願いいたします。

○蓮沼班長

30年文書庫の変更につきまして後の方でもご説明いたしますが、14ページから15ページの図を見ながらご説明したいと思います。現在30年文書庫は中仙支所にあります文書庫を使っていたのですが、これを次のページをご覧ください、この30年をアーカイブズの方に移してアーカイブズが30年保存の文書庫と特定歴史公文書等の保存の両方を担う場所として、30年については現用ですので場所としてということなのですけれどもその様になります。その関係でこの30年保存文書を今年の6月24、25日に中仙支所からアーカイブズに移管してこれで全て30年保存文書の移管が完了いたしました。この中仙文書庫につきまして今後は10年保存の文書庫として利用される予定となっております。(3)については以上です。

○渡辺会長

はい。14、15ページにあります小種文書庫を廃止するための作業になるのですね。

○蓮沼班長

はい。そうです。

○渡辺会長

ちなみに小種文書庫の廃止というのはどのような理由からなのでしょうか。

○蓮沼班長

小種文書庫は旧小種小学校ですけれども、文書庫の老朽化で雨漏り等もしますので文書の保存にはあまり適さないという事も有りまして、廃止して各保存場所に保管していくということでアーカイブズの方に30年保存文書を引き受けるということになりました。

○渡辺会長

はい。分かりました。それでは続いて(3)の方に移ってください。

○黒田主査

はい。(3)の地域史料について私の方から説明をさせていただきます。アの新規受け入れでございますが、今年度9月末時点で4件の新規受け入れのお話をいただいております。表にございますが奥羽本線田沢湖線等列車運行図表、点数は2点です。ナンバー2が渋谷鉄五郎収集資料150点、ナンバー3池田亀治家文書約800点、ナンバー4川越家資料こちら件数は調査中となっております。なお、3番と4番につきましては、寄贈のお話をいただいている状態でまだ手続きは済んでおりません。この後資料整理をして寄贈の手続きを行う予定でございます。

資料ごとの詳しい説明ですが、別紙の5をご覧ください。時間の関係もございますのでナンバー3とナンバー4について説明をさせていただきます。ナンバー3の池田亀治家文書ですが、池田亀治は明治から昭和時代前期にかけての政治家でございます。生まれが郡内有数の富豪であった刈和野の池田勘左衛門家に生まれております。以降池田亀治の功績等ありますが、要するに衆議院議員を務めた。秋田米の販路拡大に尽力が有った。あと地元の池田銀行を開設したというような功績がございます。整理作業につきましては、池田勘左衛門家さんの家は刈和野の今は無くて秋田市に移住しております。平成30年の2月から西仙北地域のボランティアの方々の協力を得まして目録作成を行っております。おおよそ90%出来たと言える状況ですが、目録が出来た後に寄贈手続きを行うということになります。資料の概数はおおよそ800点ございます。近世以降の借用証券や耕地小作証券、地引絵図などが多く、地主としての池田家を伝える資料群と呼べるかと思えます。

続いてその下の4番の川越家資料ですが、仙北地域の高梨神社の宮司も務めた神職家でございます。今、整理している資料を見ますと川越重昌さんが残した宗教や哲学等に関する著作が中心と思われれます。なお、川越重昌さんですが、神職の他、教職も務めております。戦前は地元の横堀小、高梨小を経まして高清水道場に赴任しております。戦後は東京へ移住しているのですが、東京で教職に就きながら神社の神事の際には帰郷して宮司を務めておられました。川越さんは佐藤信淵と火薬に関する研究者として知られているのですが、今回相談を受けた資料の中にはそのような研究ノートなどは無いように見受けられます。最後にこの経緯ですが、寄贈いただいた方は東京からの移住者になります。この方が移住の際に川越家の家屋を買いまして、その片付けの際に書籍や資料等が残っているのですがという情報をいただいて現在に至ったという経緯でございます。

本文の5ページに戻ります。先ほどの新規受け入れの続きですが、寄贈件数が増加傾向にあります。これは当館の役割が周知されてきたものと思われまます。開館以降の寄贈件数は21件の見込みですが、その内の9件が生活の基盤が既に市外に移っているという、平たく言うとすでにここに居なくなってしまっているということです。そのような家が多いという傾向がございます。そのような事も有りまして資料散逸の防止につながっているというように評価しております。アについては以上です。

○渡辺会長

はい。続けてイについては整理作業ということで、既に寄贈を受けているものの整理の状況ですね。

○黒田主査

はい。

○渡辺会長

時間の関係もありまして要点を絞って説明をお願いします。

○黒田主査

はい。(ア)の田口松圃日記でございますが、こちらは平成28年から仙北地域のボランティアの皆さん、池田委員始め協力をいただいで解読を進めているものです。なお、進捗状況として表にございますとおり、おおよそ折り返し地点まで頑張っていたという状況でございます。

次の(イ)の渡部家資料ですが、こちらは南檜岡村肝煎を務めた分水という屋号の家になります。この家は南外村長を務めた渡部郁太郎という方の明治43年から昭和31年までの日記も残されております。平成29年から借用している資料で、南外地域ボランティアの方々から協力をいただきまして目録を作成しております。こちらは目録が完成しております。資料についてはアーカイブズでスキニング作業を行いまして書籍を除く134点デジタル化が済んでおります。この後資料をお返ししましてその際にこのスキニングデータは地域の皆の財産として、画像データを公開させていただきますという依頼を行う予定です。

次の高階家資料ですが、昨年度の令和元年度に寄贈を受けた資料になります。高階家は藩政時代に生保内の境口の番所役人を務めた家柄でございます。昨年度寄贈を受けた際は番所役人に関する資料については自分の弟さんに託したという経緯がございました。今回その境口番所役人に関する資料をアーカイブズで借用してデジタル化して公開させていただくという予定になっております。

次の(エ)細谷譽治ガラス乾板ですけれども、こちら神宮寺最初の写真師、細谷譽治さんが撮影したガラス乾板約3,000枚です。こちらのデジタル化あるいは、まずは保存措置に今後取り組んでまいります。イは以上でございます。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。

○細川館長

一点だけ補足させていただきます。審議会資料は9月末時点のものですが、10月

に入りまして大曲地域の旧内小友村の農村写真家で有名な井上一郎さんですけども、そのお宅の土蔵に残されていた主に近世、近代の地域史料、内容的に言いますと内小友村の肝煎資料、それとすでに私共がお預かりしている写真ネガ以外の写真資料を預かってきております。経緯としましては大曲西道路のすぐ下のお宅ですが、井上さんから別の人間に土地建物が転売されて、さらに今回それを求めた方がリフォームをするということで、残っているものを市に提供したいということです。地域史料が有りそうなのでという連絡が大曲図書館に入りまして、さらに連絡を受けて直ちに私どもが行ったところ掃除が始まっておりタイムリーな時期で、行かなければ内小友村の資料が無くなってしまふところでした。たまたまこれまでのものを見ますと旧内小友村の近世の史料は一切大曲市には受け継がれていないので大変貴重な地域史料であると推測できるものです。今10月ですのでこの後整理作業が始まるという状況です。

○渡辺会長

ありがとうございます。ちなみに今のお話の内小友については合併前の行政区分によると大曲市ですか。

○細川館長

そうです。

○渡辺会長

大曲市史の段階ではそのような状況を把握されていなかったのですか。

○細川館長

はい。所謂、悉皆調査のようなことは行わず、特徴ある資料だけを旧内小友村役場のどこにあったのか分かりませんが、その資料室から引き抜いてきてそのコピーが数点あるのみです。それが大曲図書館に写しとして入っておりまして、それが先ほど黒田が説明した写しをうちの方に移管してきました。

○渡辺会長

分かりました。今回のこの井上さんのものについては、今まで知られていなかったのが見つかったということですね。

○細川館長

はい。

○渡辺会長

はい。分かりました。保坂先生すみません。保坂先生お願いします。

○保坂委員

はい。時間が大分押しているなので短めに一言だけコメントしますと地域史料が入ってきているということで大変うまく動いてきているというのが分かって良かったと思います。資料名ですが、文書群、記録群の資料名の付け方が少し心配で例えば川越家資料とか渡部家資料とか高階家資料などとなっておりますが、今後10年20年50年100年とアーカイブズと言うのは、長く続くものなので他の区別がつくような、そしてそれがこのような特徴があるこの地域のものだとわかるような資料名にする

必要があると思います。これについて資料名を付ける打ち合わせやルールが有るのならばそれに従って付けた方が良いと思いますが、もし内輪でのルール、基準が無いのであれば、機会を作って地元の方やこの委員の方に諮りながらこのように資料名を付けるのだと一度やったらよいと思います。一応これで止めておきます。現状で何かありましたでしょうか。

○黒田主査

ご指摘いただきありがとうございます。私たちもこのままだとこの後担当も変わった際に分からなくなってしまうのではないかというそのような危惧がありまして何度か検討しております。川越家を例にしますと例えば川越家に屋号があれば川越何とか左衛門家文書というような事も出来ますし、資料の中身を見て、あくまで個人のものが多いとなれば川越重昌資料、あと内部的な区分として地域名と誰から寄贈を受けたかということが分かるようにしてパソコンで管理しておりますので、今いただいた指摘等を考えながらこの後分かりやすいような名前の資料群名を検討していきたいと思います。

○渡辺会長

貴重なご指摘をいただいて、それについての取り組みがなされていることもわかりました。是非その辺を深化させて、深める形で進めていってほしいと思います。私からは、この新規受け入れという言葉でくくられていますが、それは寄贈なのか寄託なのか、あるいは受け入れ作業をしている分でも全部が寄贈されているかということとそうでもなく、中にはお借りして複製物を利用してというものもあるようで、その辺の取り扱い手続きについても厳密さを図られたらよいのかなと思いました。よろしくお願いします。急ぎまして続けて（４）の方に進んでください。

○黒田主査

はい。大曲市広報写真でございます。こちらは昭和36年から平成5年までの32年分のネガフィルムでございますが、大曲市の広報担当が撮影したものになります。こちらはネガだけではなく何月何日に何処に取材に行ったかという取材内容等々と一緒に保管されておりました。こちらのデジタル化を進めております。画像件数は概算で130,000枚位になるかと思いますが、表に現在の進捗状況でおよそ43%と言うような進捗状況でございます。こちらのデータベース化を進めているところです。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。大曲市の広報写真ですね。広報を作るための基になった写真が残っているということですね。ちなみに大曲だけでなく合併前の他の市町村の広報関係のデータについてはどうでしょうか。

○黒田主査

はい。現状はまだ大曲分しか私たちの作業はかかっていないのですが、この後旧市町村を整理してくればそのようなものも出てくるかと思います。出てきた際にはデジタル化等を進めたいと思っております。

○渡辺会長

ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。

○茶谷委員

いま旧角館町の広報関係資料を保存して展示もしておりますが、1960年代から70年代の高度経済成長の直前直後の時期の日常生活の写真が多いです。いまでは全く無くなってしまった何でもない日常生活が広報担当のカメラでは本当に沢山写されているので、この130,000件は非常に貴重だと思います。大曲市のものだと思いますが、合併した旧町村のこれが全部集められたら全国でもまだそのような事例が少ないと思います。市町村の広報担当者の写したネガがデジタル化されてデータ保存されるということになると全国から見ても画期的なシステムになると思います。是非、もう43%やったのだから大曲分だけでも100%出来たらすごい資料になると思います。

○渡辺会長

はい。是非進めてくださいますようお願いいたします。続きまして7ページに進んで(5)についてお願いします。

○黒田主査

はい。旧自治体史編さん資料でございます。こちらについては表の方に旧市町村名と保存場所と移管に向けた作業の進捗状況、摘要の部分が資料の概要というようになっております。先ほど池田委員の方からご質問いただきました大曲の分ですが、旧大曲市史編さんの際に集めた資料でございますが、昨年度目録の作成が終わっております。現在公開に向けて配架作業を進めているところです。同様に西仙北、上から3番目ですが、一番下の太田についても移管は終了しましたので、この後公開に向けた作業を進めてまいります。また、神岡町史編さん資料の移管にもこの後取り組んで行く予定でございます。旧自治体史編さんは以上でございます。

○渡辺会長

はい。いまは文字を補足して説明していただきましたけれども、知りたいのは空欄になっている3行分についてです。この部分はどのようにになっているのでしょうか。

○黒田主査

はい。令和3年以降ということになるかと思いますが。

○渡辺会長

あ～そうですか。今までの経過と今後の計画をここにまとめて述べている訳ですね。中仙とか協和とか南外については計画が無いのではなくてあるのですね。

○黒田主査

はい。有ります。

○渡辺会長

これからやりたいということですね。

○黒田主査

はい。

○渡辺会長

はい。分かりました。他にも何かあると思いますが、とりあえず説明を進めてもらいたいと思います。(6)のボランティア活動についてお願いします。

○黒田主査

はい。ボランティア活動についてですが表の方をご覧ください。池田委員が所属しております仙北地域、西仙北地域、南外地域とそれぞれ3つの地域の方々から協力をいただいております。表の一番右側がお手伝いをいただいている内容です。仙北地域については田口松圃日記の解読作業からPC入力まで含めたお手伝いをいただいております。西仙北につきましては池田亀治家の目録の作成と大沢郷支所の支所文書の解読とこの後昨年新規受け入れ寄贈いただきました平瀬家の資料目録の作成をして頂きたいと考えております。南外地域でございますが、南外村史編さんの際に南外地域の色々な旧家の方々の資料の調査は終わっております。その複製をとって南外村史編さん資料として南外公民館に纏められておりますが、原資料については各旧家に戻されたままとなっております。その資料を大切に保存されていることを信じたい所ではございますがボランティアの協力を得まして現状調査をこの後行いたいと考えているところです。なお、南外ボランティアですがコロナウイルスの影響を受けまして4月から活動を自粛しており明日から活動再開いたします。以上でございます。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。この点に関していかがでしょうか。

それでは私の方から、このボランティアの方々には実はボランティア活動ではなく自主的な勉強会が母体になって動いているのではないかと思うのですが、そのようなときにアーカイブズ側からボランティアの方々に協力をお願いしたときにボランティアの方々のモチベーションといいますか、やる気といいますかその辺りはいかがなものでしょうか。つまり自分たちがやりたいこととアーカイブズ側がボランティアに求めるものがマッチしているのか、その辺が心配ですがどのような案配ですか。

○黒田主査

はい。現場レベルとしては感じるところでして、前回の運営審議会で委員の方々のご指摘をいただいた通り、本来であればアーカイブズとしての方向性を示してボランティアの活動が我々の事業に直結するようなお手伝いをするべきものです。私もその様に考えておりますが、実際の所は渡辺会長がおっしゃられた通りモチベーションという点もあると思いますので、どのようなことをやりたいのかという所を特に南外の場合は何回か話し合いをさせていただきました。実は一回田口松圃日記の解読を手伝ってもらえませんかということで1回向かったのですが向かってみると非常に難しい。土地勘もないし良く分からないということで、何かほかにありませんかということで話し合いした中で今の現状調査をしたいという話が有りました。我々も取り掛かりたい中身でしたので是非やってくださいとそのような話し合いを持ちながら進めております。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。

○茶谷委員 挙手

○渡辺会長

はい。お願いします。

○茶谷委員

田口松圃日記ですね。明治30何年から39年ですか、昭和31年まで一部展示されているのも有りますが大変貴重な日記で、この間も少し調べるかと平福百穂について問い合わせしたら、黒沢三郎さんが一緒になってやっているようですが、今読んでいるところでは平福百穂がしょっちゅう出てくるのだというお話が有りました。これを秋田の文化史と言いますかそのような人物ですので、この人と付き合った当時の文化人はものすごい数ということを含めてこれはもう入力されているのでしょうか。

○黒田主査

はい。そうです。

○茶谷委員

早く日の目を見るように。もう半分近く行っているのでしょうから、特に戦前の不透明で分からなかった色々な文化人の交流や俳句とかいろいろな関係者が出てくるので、これをアーカイブズの事業としてやっているのですよね。それが早くデータベース化されて人名検索もできるようなそのようなシステムが出来れば活用されることは非常に大きいと思います。是非90何歳の黒沢三郎さんがリーダーになってやっておられるのですけれども、是非スピードアップして欲しいと思います。

○渡辺会長

よろしく願いいたします。それでは続きまして次のページの8ページ(7)(8)と続けてお願いします。

○黒田主査

はい。公開目録への掲載状況です。特定歴史公文書が8, 226冊、分冊単位の場合は8, 687冊、地域史料が1, 309点で詳細が別紙6でございます。9月末時点で資料群10の資料群の公開を行っております。ナンバー1からナンバー3まではこれまでと同じですけれども、4以降は今回新規に公開したものになります。こちらは昨年寄贈を受けたものを公開しております。詳しくは下に記載してございますので資料群の詳細説明は省略させていただきます。

次の(8)図書資料ですけれども、所蔵資料点数が一般図書が2, 010、行政刊行物2, 820、学術雑誌等230、ポスターチラシ等が295の合計5, 355点です。その内の閲覧室に配架している点数が一般図書1, 601、行政刊行物1, 762、学術雑誌等191の合計3, 554点以上でございます。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。この点に関していかがでしょうか。やはり先ほど保坂委員からご指摘がありましたようにこのような形で公開されてきますと、例えば5番目の播摩家資料ですね、この名前だけではその内容までは中々想像できません。で

すから、資料の纏まりの名前の付け方に関してはより一層考察を深められて将来的に長く使えるようなものを考えていただくのがよいかと思います。

それでは続きまして9ページの方へ項目を変えまして、3広報普及活動、これに関して(1)から(6)まで続けてご説明願います。

○蓮沼班長

はい。初めに(1)の展示についてご説明いたします。アの企画展ですが「これぞ大仙!!～人・モノ・文化～」といたしまして昨日初日を迎えておりますが、10月13日から12月25日までの開催期間として現在行っているところです。本日いらっしゃる委員の先生方には、チラシを展示資料の概要のものをお配りしているかと思いますが、保坂先生には後程資料を送らせていただきたいと思います。これに付きまして今年、先ほど15周年だったと課長の方からお話させていただきましたが、その誕生15周年を迎えた大仙市について、これを機会にもう一度見つめ直す企画展をしようということで企画したものです。合併しました8市町村一つ一つにテーマを設けまして、8つのテーマで現在行っております。

イの常設展ですが、「新着資料展 平瀬家資料」としまして先ほど地域史料の方でも話が出てきましたが、昨年度寄贈を受けました平瀬家資料の展示を行っております。8月22日から11月7日までとなっております、平瀬家から寄贈をいただきました資料の内、江戸時代の肝煎文書から昭和の戦争関連の資料まで幅広い資料ですのでそれを流れの中で長野村の人々の生活の移り変わりと合わせて紹介しているところでございます。これにつきましては展示をしております10月24日と11月7日にギャラリートーク等を開催する予定としております。

続きまして(2)アーカイブズ講座ですけれども、昨年度の計画では今年度3回の講座を実施する予定としておりましたが、昨今のコロナの関係でこれまで見送っておりましたが、来月11月15日に今年度は1回の予定ですが、講座を開催する予定です。「わたしのファミリーヒストリー～家系の調べ方～」というタイトルが付いておりますが、最近流行っておりますファミリーヒストリーと言いますか家系を調べる方法について、実際に私が調べたことを辿りながら公文書や色々な資料を使ってどのようにして自分のルーツを探るかということを講座の中でご紹介したいと考えております。

(3)の子ども向け講座ですけれども、今年度夏休みに「親子で参加!自分史MAPをつくろう♪」を計画しておりましたが、コロナの影響で現在まで延期をしております、このままで行きますと中止の方向で検討せざるを得ないかと思います。

(4)のアーカイブズツアーに関しましても同じく7月か9月頃に開催予定でございましたが、新型コロナの影響で現在延期をしております、この後寒くなりますので今年度中は難しいかなと思っております。

(5)の刊行物の発行ですが、ア年報は第3号を先生方にも送付させていただきましたが、令和2年6月に第3号、令和元年度の年報を発行しております。イのニューズレターですけれども年間4回の発行の内、今年度第5号と第6号は6月20日と9

月20日に発行しております。

(6)の研修受け入れですが、これまで大曲高校の生徒や専門学校生の研修の受け入れをしてきましたが、やはりコロナの影響で今年度の受け入れは今の所ございません。

(7)の職員研修につきましては、アの市職員向けの研修としまして(ア)の新規採用職員研修を実施いたしました。今年度採用の36人の研修となります。日付としましては今年度初めの令和2年4月7日、8日、10日の3日間に各90分づつ文書法制班から1人とアーカイブズから私が講師として行きまして、文書の作成からアーカイブズへ移管するまでの流れやアーカイブズの役割、文書管理システムの操作などの研修を行いました。(イ)の文書主任会議ですが、例年年度末に近い時期に開催しますので今年の12月か1月頃に開催予定としております。イのアーカイブズ職員の研修への派遣ですが、今年度東北大学を会場に開催予定でした全史料協全国大会仙台大会に研修として派遣予定でしたが、新型コロナウイルス拡大の影響で大会が中止となりましたので今年度の派遣は有りません。

次の11ページの(8)講師等の派遣ですが、10月21日にルネサンス角館から館長にアーカイブズの運営の実際についての講演の派遣依頼がございまして、21日に行く予定となっております。

(9)の依頼原稿の執筆ですが、東北大学国史談話会からアーカイブズについて紹介をして欲しいということで依頼を受けまして、今、初校が出たところですので来月か再来月には発行するのかわかると思われます。以上です。

○渡辺会長

はい。いっぺんに全部説明していただきました。これらに関しまして何かお気づきの点、質問等ございましたらお願いいたします。(3)(4)については時期的に難しいということですね。ちなみに最初の企画展や常設展をされるときのPR、これを伝えるにはどのような手段が使われているのでしょうか。

○蓮沼班長

そうですね。1つは広報に掲載する方法です。それから市長の記者会見に資料を提供しまして取材していただくということと、当館のホームページに開催についての記事を載せることをしております。もうすでに決まっているものはニューズレター等に載せて図書館や市内の各施設に配布しますのでそちらを見ていただくという形になります。

○渡辺会長

はい。分かりました。それぞれの項目は従来やってきたとおりということですね。9ページの(2)のアーカイブズ講座は募集人員20名ですが、会場の広さとの関係で3密対策は十分可能なのでしょうか。

○蓮沼班長

そうですね。この部屋が3つぶんぐらいある部屋なので、そこで行う予定ですので換気をしながらやりたいと思っています。

○渡辺会長

何しろ時期が時期ですのでその辺の所は是非注意をしていただきたいと思います。その他よろしいでしょうか。

○茶谷委員

よろしいでしょうか。

○渡辺会長

はい。お願いします。

○茶谷委員

11ページの館長さんのルネサンス角館の講演ですが、もう確定しているのですね。

○細川館長

はい。確定しております。

○茶谷委員

この間、北浦史談会という旧田沢湖町の郷土史の人たちが来て見学させていただいて随分熱心に見ていたようですが、本当に驚いたのです。大仙市でこのようなことが出来ているのに仙北市は何をやっているのだと。どんどん仙北市で資料が失われて旧田沢湖町史も有るのですが、その時見つかった資料が何処に行ったのか分からなくなっている。角館は歴史の町だと言いながら北浦一揆の資料などがどうなったのか分からなくなったり、秋田北家日記の取り組みも十分に出来ていなかったり、古文書をちゃんと読める人がどんどん少なくなって大変な状況なのです。改めて仙北市の中でも大仙市のように出来ないけれどももう少ししっかり、地域の資料を必要だということを本気で考える人たちがルネサンス角館の方々なのですけれども、細川館長さんの講演は非常に大きな影響力を持つのではないかと思います。是非私も拝聴しに行きたいと思っております。

○渡辺会長

是非館長さんよろしく願いいたします。

○細川館長

仙北市ではこの春でしたか、市長の方にルネサンスの方で正式に申し入れをしたような経緯があるようです。まだ答えはもらっていないようですけれど。自分たちももう少し勉強をするという話の中で大仙市の状況をということです。

○茶谷委員

仙北市の教育委員会の方からもこちらには来ているのですね。

○細川館長

情報センターで一応来たようです。図書館関係の教育委員会として来ております。

○渡辺会長

東北で初めて市町村レベルで動いている館でもありますので、地域の中に良い影響を与えられるように活動を続けてもらいたいと思います。それでは本当に時間が無くて司会の不手際もあり申し訳ございません。残されている項目があるのですが、この年度で今日一回しか会議がないという事もあり、令和3年度の事業計画も考えなけれ

ばいけませんので、12ページ13ページの所については特にここで事務局として報告しなければいけないという所に絞って報告をお願いします。

○蓮沼班長

はい。そうしましたら4の施設管理ですが、(1)の温湿度調査は例年通り13か所で計測しております。夏場、昨年度より雨の量が多かったせいで大書庫の湿度が高めとなっております。これについては別紙については後で見ていただければと思います。この関係で大書庫はダイレクトに温度の影響がありますので箱単位で一つ一つ温湿度管理を考えなければ、特に湿度はカビに影響がございますので、管理を考えなければと思いますので、そちらの方を今後検討してまいります。

(2)の生物被害調査の件ですが、床置き20カ所、壁掛けトラップ10箇所は変わらず計測をしているところですが、昨年の暖冬の影響で小さい虫の発生が多く捕獲数が大幅に増えているのですが、小さい虫のみで逆に窓の隙間を塞ぐ、排水の溝を塞ぐパーツを職員が手作りで作ってそこに埋める作業をしたところ、大型の生物の捕獲が少なくなったということから、かなり効果が有ったと考えております。今後もこのような対策を続けながら温湿度管理、生物被害調査を実施していきたいと考えております。

それからもう一点(4)の県立博物館での燻蒸の実施ということでこれまでなかった項目なのでご説明いたします。こちらは県博の協議会の会員であるはなび・アムを通して市の資料保存担当に燻蒸についての案内が有りまして、アーカイブズの方で手を挙げさせてもらいました。地域史料4箱で池田家の浜蔵にあったものですが、こちらの燻蒸を行いましてアーカイブズの方に移管をいたしました。4の施設管理については以上です。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。最後の(4)の燻蒸については、県の施設でやってくれたわけですがそれでも費用関係はどのようになりますか。

○蓮沼班長

基本的には協議会の会員に対して県博が4箱まで受け入れますということでお知らせをいただいたので、費用等は発生しておりません。

○渡辺会長

このような事例は今まで知らなかったのですか。今年が初めてなのですか。

○蓮沼班長

実施したのは初めてですが、これまでもたぶん有って、ここが開館する前もお話はいただいていたかなと。

○渡辺会長

そのはなび・アムが出来て、協議会に入ったのでできたのですか。

○蓮沼班長

はい。それ以前は文化財保護課が協議会に入っておりまして、はなび・アムが出来ましたので市内1カ所でよいだらうということで、今ははなび・アムが会員となって

います。

○渡辺会長

この施設管理に関していかがでしょうか。今年は秋田でも夏の前にちょっとじめじめした湿度の高い時期が続いたと思いますが、保坂先生もいらっしゃるところで少し恥ずかしい話なのですが、秋田大学の図書館がコロナウイルス対策で一切利用禁止で我々も入れない、教職員も入れない、もちろん学生も中に入れないということでやっていたのですけれども、その結果カビが発生したようで人が動かない、空気が動かない、それで本も取り出さないということが何か月も続いた結果、図書館の図書にカビが出てその対策で職員の方々が難儀したということがありました。やはり自然環境というのはかなりな影響を与えるのだなと思いました。大きな体育館の書庫の状況について、数値データだけではなく実際の文書についても目配りをしていただければなと思います。

それでは非常に申し訳ないのですが令和2年度のことをこれで閉じまして、残された時間が無いのですけれども、令和3年の次年度のことを話す場はここしかありませんので是非この点について検討したいと思います。それでは事務局からご説明をお願いします。

○蓮沼班長

はい。令和3年度の事業計画について一つ目としまして特定歴史公文書の搬入についてご説明いたします。(1)の令和3年度移管予定ですが、アとしまして中仙町役場文書で現在リスト化しているのが約6,600冊ですが、この移管を実施する予定でございます。イとして大仙市役所文書で評価選別しているものを先ほども説明いたしましたが大種文書庫に保管しておりますので、こちらを搬入したいと考えております。ウとして大曲地域の公民館所蔵の昭和の合併前の旧村役場文書の移管ということで、以前の審議会でもご説明いたしました。四ツ屋と角間川についてはこちらから行って整理を済ましてしておりますので、移管手続きをしたいと思っております。

(2)の旧市町村役場文書の移管計画の見直しですが、これまで3年半やってきたところ保管場所が空き部屋や倉庫等文書庫以外に分散していることから、当初のリスト以外は計算に入れておりませんでした。48,000冊の見込みから少なくとも56,000冊以上あることが計算上考えられるので、現状の作業量は年間6,000冊程度が限界であることから計画の見直しが必要となりますので以下の通りの計画となっております。

(3)の計画案としましては来年度以降残り5町村の移管の進め方としましては各年度1町村役場文書の移管を進めていきますが、中々先ほどの計算上で行きますとその通りに進むかリスト上だけでは分からない部分が有りますので、やりながら計画を見直しつつ効率的に進めていきたいと考えております。1については以上です。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。これに就きましていかがでしょうか。それでは私の方から、先ほど職員の利用数が増えてきているということでしたが、それはアーカイ

ブズの役割が職員に周知され、しかも歴史公文書として移管されて管理も出来ているということが理解されるようになったことが関係しているというご説明がありました。そうだとすれば、いま現在例えばまだ移管が済んでいない神岡町役場文書のような場合、これを職員の方が職務の関係でどうしても確認したいという場合には、どのような手続きをしているのでしょうか。

○蓮沼班長

現在は各支所が管理をしておりますので、例えば大曲市のものがまだ中仙にあった場合には、中仙支所の方で貸し出しの手続きが出来るようになっておりまして、規則上もそうなっているのですが各支所でそれを担当しておりますので、各支所の方で紙状の貸出簿のような物がありますのでそちらの方で持ち出しをしている状況です。

○渡辺会長

そうしますとこれに関わるおおよそのリスト、目録はある訳ですね。

○蓮沼班長

いや、無いです。なので書庫に職員が入って探し出してこれを借りていくという形になっています。まず探し当てられないことが多いというのが現状かなと思います。一日かかって山の中から探し出したり、探し出せずに徒労に終わることも多いように聞いております。

○細川館長

あるのは太田と中仙です。それだけです。

○渡辺会長

それでは管理上は支所の管理担当ということになってはいますが、それは何と申しますか物としては管理できているけれども、利用に供するまでには至っていないということですね。

○蓮沼班長

そうですね。

○渡辺会長

今度は物理的な保護の面ではどうでしょうか。施設で、雨漏りとかネズミとかそのようなことも含めてお願いします。

○蓮沼班長

現在のところ文書庫として使っている部分について雨漏り等の心配は無いのと、見た感じですと公文書に関しては例えば虫食いが増えているとかネズミが齧るとかは見受けられないので、今の所そこまで大きな被害が起きるような想定はしておりません。

○渡辺会長

いかがでしょうか。それでは14ページ15ページに関して先ほども説明していただきましたけれども2番の事業実施上の課題・問題点の(1)についてお願いします。

○蓮沼班長

はい。(1)の小種文書庫廃止に向けた整理作業ですが、先ほども多少ご説明いた

しましたけれども、現在小種文書庫の老朽化に伴いまして小種文書庫を廃止し、別の場所で保存するための整理作業を行っているところです。現状は14ページ下段の小種文書庫が現用文書の仮置き場所となっております、それ以外に本庁の文書庫として3年、5年、10年保存の文書を保存する分と、中仙文書庫の旧大曲の文書が入っていた場所が30年保存文書庫になっておりまして、現在アーカイブズが保存期間が満了した後に移管された特定歴史公文書等の保存場所となっております。これを15ページを開いていただきまして、小種文書庫を廃止いたしまして小種文書庫にある3年、5年、10年の保存文書を3年、5年につきましては本庁文書庫へ10年文書については中仙文書庫へ移管し、この中から歴史公文書を評価選別しアーカイブズに移管し残りは廃棄をするという作業を行うことで進めております。これに伴いまして本庁文書庫が3年、5年、10年の保存場所であったものを3年、5年のみにし、10年保存文書を中仙文書庫に移管する。それから中仙文書庫にありました30年保存文書は、すでに実施済みですがアーカイブズに移管するという事で現在作業を行っております。実施計画は表のとおりとなっております。以上です。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。本庁文書庫の10年保存文書を本庁から中仙文書庫に移すということですが、10年保存というのは長いようで短い気もします。つまり現場での利用もそれなりにあるのではないかと思います、この点原課の側では不便になると思います。これはアーカイブズの計画としてよいと思うのですが、本庁にあったものが中仙に行かなければ見れなくなるので、原課側で何かこれに対して意見などは無いものでしょうか。大丈夫ですか。

○蓮沼班長

昨年度の文書主任会議でこの説明をしたところ、これについては一切質問はございませんでしたので10年のものはそこまで頻繁には使わないと思われれます。ほんとに使うものは常用として執務室に置いてあると思いますので大きく支障はないと、逆に文書庫に入らないで溢れかえっている執務室もございますので、そのような意味では文書庫を空けて、すべてをキチンと文書庫に入れるという方が各課ともに助かるというように思います。

○渡辺会長

はい。それでは続きまして(2)環境整備。ここには燻蒸装置などがありますので説明の方よろしく願いいたします。

○黒田主査

はい。(2)の環境整備ですけれども、開館して3年、4年目を迎えておりますが新たな問題等も出てきております。ここに三つ掲げておりますが、一つ目が閲覧室の外光照射度や熱により一部に日焼けが見られます。このため遮光カーテン等の対策が急務となっております。それにともないまして部屋全体が暗くなってしまいますので天井照明のLED化等の改修工事も検討する必要があります。二つ目ですが利用者の利便性の向上及び施設の周知のために現状2か所あります案内看板の増設も検討し

ております。三つ目が開館前からの寄贈資料を仙北地域に保管しておりますが、その保管場所で羽蟻の発生が見られる状況が有りますのでこちらについても対策が必要でございます。これらにつきましては一度にということが中々難しい事も有ります。年次計画を持ってあたっていきたいです。来年度は閲覧室への遮光カーテンの設置と案内看板の増設、令和4年度以降に燻蒸装置の導入を検討していきたいと考えております。以上です。

○渡辺会長

令和4年度の燻蒸装置の導入というのは検討中なのですか、それとも導入が決まっていることなのですか。

○黒田主査

決定ではございませんが、こちらから必要性を訴えていきたいなと思っております。

○渡辺会長

市当局を説得するために燻蒸装置の必要性についてどのように説明されているのでしょうか。燻蒸装置が必要なのですよね。燻蒸装置が無く困っているのですよね。その困っている状況をいまここで簡単に説明してもらえればと思います。

○黒田主査

はい。

○渡辺会長

つまり実際に虫の害を受けているということでしょう。

○黒田主査

はい。

○渡辺会長

これをやって虫を除いてからじゃないと体育館の書庫に収められないということですね。

○黒田主査

はい。

○渡辺会長

それではここは是非課長さんに頑張ってもらって予算化をお願いします。

○佐々木総務課長

はい。分かりました。

○渡辺会長

それでは続きまして最後のページ、16ページの3これについて先ほどおおよその説明もありましたので、中心になるところに的を絞って説明をお願いします。

○黒田主査

はい。地域史料(1)から(5)までありますが、こちらは今までやってきたことの継続でありますので説明は省略させていただきます。

○渡辺会長

はいわかりました。継続してやっていると説明をしていただきました。はい、で

はその次の広報普及活動についてですが、これについてはやはり開館5周年ということもありますので期待する所です続けて説明を全部お願いします。

○蓮沼班長

はい。4の広報普及活動ですが、今会長からお話あった通り来年開館5周年を迎えますので開館5周年の記念の行事を行いたいと考えておりますが、現在決まっていますのは毎年やっている企画展を5周年の企画展としまして、開館から収集してきた資料の紹介するような展示を企画したいと考えております。

(2)のアーカイブズ講座ですが、今年1回しか開催できませんでしたので3回アーカイブズの所蔵資料や利用の促進につながる講座を開催したいと考えております。

(3)の子ども向け講座も今年難しかったので来年度、去年企画した今年度のものをやるか、新たなものをやるかまだ決めておりませんが子ども向けの講座も実施したいと考えております。

(4)は昨年度学校との連携についてお話をさせていただきましたが今年度新型コロナウイルスの影響で中々学校との連携が難しかった。今年度に検討する予定でしたが、検討する機会が中々ありませんので、今年度から来年度に掛けまして学校や教育委員会と話をする機会を設けまして、来年度から具体的に実施して行けるように進めてまいりたいと思っています。

(5)のアーカイブズツアーですがこれも今年度難しい状況でしたが来年度は実施したいと考えております。

(6)の研修ですが市職員向けの研修とアーカイブズ職員の派遣の2本立てで来年度も考えております。以上です。

○渡辺会長

はい。という状況です。いかがでしょうか。ご意見を求めたいのですけれども意見を出す素材が無いというのが現実ですね。来年度の4月からの色々な行事について、このようなことをやりたいという大枠だけ、項目だけある訳ですけれども具体的な内容についてはこれからということですね。そうなるとこの場では議論が出来ない訳です。そうするとこの会の果たす役割は一体何処にあるのかということになって、そのこと自体が課題なのかなと思います。この点何か事務局からコメント有りますでしょうか。

あるいは会議を年1回としたときに、この時期がふさわしいのかどうかということもあります。例えば5周年の企画を検討するのに、来年も10月のこのような時期に会議を開催するとなると、その骨格はもう決まっている訳です。すでにアーカイブズの職員の方々が大枠を決めて動き出して、さあやりますよとなっている状況でこの会を開いて委員の皆さんから意見を頂いた時にそれがどのように反映されるのかということですから、会議が年に一回だとしたときにこの時期がふさわしいのかどうか。この点、事務局としてはいかがでしょうか。

○細川館長

はい。先生方からのご意見と言いますか指導を頂くというのはこれまでもそうです

が、メールとか電話等で色々スポット的にご相談させていただき、今後ともそのようなことでこちらからのご相談になるのかなと思います。委員の先生方が一堂に会して意見を集約、あるいはお互い情報交換してアーカイブズのより良い方向付けをというようにことになりますと、やはり大仙市の現時点での方針としては各種会議この種類の審議会等については年1回の開催ということなので、現時点では諮問事項があれば別の話とお話しましたけれどもその様なことになろうかと思えます。そうするとこの相談と言いますか、この会の開催時期はいつか。何ぞやという話もされましたけれども、やはりどうしても具体的な相談と言いますかきちんとした計画を立てれないままに相談する、あるいは一番は時間なのかなという気もしますので、審議会の内容を限られた時間の中でそのような意見を集約していただく、あるいはご発言いただくと。4年になりましたので定型的、定例的な数字等についてはあらかじめ細かな数字を他の方でお届けして内容の濃い会議にしていくということしかできないのかと思えますので、事務局としてはまずもって開催時期は1回、そして数字あるいは大きな動きの部分は本質的な部分はかくあるべきというような部分については時間を費やして。

○渡辺会長

事務局からの意見を頂きましたけれども、これに関して委員の皆さまから何かありますでしょうか。

○茶谷委員

東北で初めてのアーカイブズが出来て来年5年というこの間、随分皆様のご尽力で良い形になってきました。特に市の職員の活用です。それは非常に大事な機能を發揮しているし、今年はコロナ騒ぎで出来なかった子供の教室だとかこのようなことも全国的にも非常に珍しいということです。やはり私は出来れば5周年をどのように迎えるかと、どのような内容で特別展をやるかとか、企画をやるかとか、そのようなことについては出来ればこれまでやっていた3月ぐらいに新年度を迎える前に、先生方のご意見も文書でも出来るのですが、やはりこのように集まって今日のこのような形で保坂先生等も全国のアーカイブズの状況などもっと反映して欲しい。秋田県内でも湯沢とか横手とかいろいろ始まっているし。大仙市のアーカイブズが今県内外に果している役割は非常に大きいので、今年出来なかったけれども東北大学でやる予定だった全史料協の大会などへの影響力と言いますか、来年はやることになると思えますけれども、そのようなことも含めて今後の大仙市アーカイブズの展開については、今日は大変大事な大枠のことが出ていますけれども、一つ一つの具体的な展開についてはもう少し煮詰める必要があるのではないかと思います。そのための会議が必要なのではないかと私は思います。

○渡辺会長

会議がもう一回必要でないかという意見いただきました。

○茶谷委員

保坂先生の意見も重要です。

○渡辺会長

保坂先生ご意見是非お願いいたします。保坂先生何かご意見ありましたら一言お願いいたします。

○保坂委員

はい。今日の事業報告を伺っていても大変な活動をしておられたわけで、事業計画を拝見しても色々な課題が有り、それにチャレンジしていくのだという様子が良く分かりました。そのような意味では報告の中にもありましたが、東北の市町村の中では初という大仙市アーカイブズの持つ意味というのは非常に大きくて、5周年の事業は特に非常に大事なことと思います。全国の方が注目しておられることだと思います。先ほどのご発言のとおりだと思います。そのような意味で特に大事なタイミングであるということをアピールするのが良いのではないかと言うように思います。私も委員長や茶谷委員のご発言に賛成いたします。

○渡辺会長

はい。ありがとうございます。これについてはここですぐ決めるということ是不可能的だと思いますが、委員会、これは委員会の総意としてよろしいでしょうか、出席の委員の皆さん、年間2回の開催、特に来年度については5周年の記念事業を抱えているということもありますので、この委員会として是非年度内の2回目の審議会開催をお願いしたいということで提言したいと思います。よろしいでしょうか。それでは全体としてそのような意向があるということを受け止めていただければと思います。

それとは別に5周年の記念に拘わらず、もし仮にこの会が年1回しかないとしても事務局からの報告は出来ると思いますので、従来どおりの会議資料を作ってもらいたいと思います。そしてそこで委員から意見を求めることもできると思います。そうになると書面会議となるのかもわかりません。その辺の手続きはわからないのですが、会議に向けた資料は作っておかなければならないと思います。そして、それを委員の皆さんに郵送で送って送ることが必要かと思います。特に事業計画ですね、色々なアーカイブズ講座とかその概要についても煮詰まってくると思いますので、その辺の情報の提供は委員にして頂きたいと思います。これはできると思いますがいかがでしょうか。

○細川館長

はい。

○渡辺会長

大分長時間になってしまいました。最後に全体をとおして何かございませんか。ありましたらお願いします。

○畑中委員

一つ。今年度冬場土曜日の開館、閉館はどのようになりますか。

○細川館長

今年の冬ということでしょうか。

○畑中委員

はい。今年度です。

○細川館長

はい。昨年同様に閉館します。

○畑中委員

はい。土曜日は閉館。分かりました。

○細川館長

1月からということですが。

○茶谷委員

小さいことですが。先ほど資料の6ページのところで整理作業の所ですが、ウで高階家資料とありましたが、正しくはタカハシ家だと思ひます。高階^{タカハシヒトヤ}囚獄という生保内番所の役人だった。歴代囚獄と言って監獄者の名前が歴代の名前になっているのですけれども、タカハシだと私は伝えられてきたと思ひます。この寄贈された方はタカシンさんですか。

○細川館長

はい。ご本人もタカハシけれどもタカシンだと言っております。

○茶谷委員

タカシナさんという方もいるのですよね。同じ字を書いて。

○蓮沼班長

ご本人が言うには江戸時代はタカハシだったけれども、明治になってタカシナに変わったと言っておられて、現在はタカシナだとのこと。

○茶谷委員

先ほどの保坂先生の話だけれども、明らかに文書というのは江戸時代のものでしょう。関所番人だった時の文書でしょう。その時はタカハシだったと思うのです。現在の所蔵者がタカシナ家。

○蓮沼班長

それと近代の高階になってからの、ご寄贈いただいた高階さんのお父さんの小学校教員時代の資料なども混ざっています。確かに何と呼ぶのか難しいのですけれども。

○黒田主査

今回のデジタル化した資料の資料群名については、例えば境口番所役人資料と言うような工夫をしていきたいなと思っております。

○茶谷委員

これがなぜ田沢湖町じゃなく大仙市にあるのか不思議な気がします。

○蓮沼班長

現在大仙市にお住まいです。大曲です。

○茶谷委員

本来、関所の関係の近世の資料は旧田沢湖町にあるべきものではないかと思ひます。私の個人的感想ですから構いませんが。分かりました。

○渡辺会長

少し補足しますと境口番所の役人は在郷給人の交代制で2か月だったかその期間、出張して勤務に当たります。交代で行くのです。それぞれ横手の給人だと大松沢や西馬音内の番所に詰めます。湯沢給人は小安口だったのでしょうか。そして生保内口はこの高階囚獄さんです。この人は非常に長い期間にわたって生保内口番所を担当しています。ですからこの史料はものすごく重要です。これは相当重要な史料ですから複製物とはいえここで見れるようになるということは大変画期的なことです。この史料が仙北市でなく大仙市のアーカイブズに来てくれたという点でも、東北地方で初めて市町村でアーカイブズが出来て機能していることの現れかなと思います。是非、これが活用できるように頑張ってもらいたいと思います。その他いかがでしょうか。それではこれで司会を事務局にお返しいたします。

○細川館長

本当に長時間にわたってありがとうございます。保坂先生本当にありがとうございます。事務局として十分にお話しできない部分もありましたが、館が開館していよいよ5年目を迎えますので、何より本当の意味で正念場になろうかと思えます。業務としては大変バリエーションに富んだ仕事をしているなど自画自賛ではありませんが実績は確実に上がってきております。

ただ、仕事のボリュームとしては公文書の旧市町村の文書が膨大にあります。これを何とかしなければならぬことは十分わかっていますので、それを処理しなければ次に進めないと強く感じております。資料整理と啓発と両輪で仕事はしていかなければならぬ訳ですので、この後もそれこそ1回だけの会議では十分でない事も十分承知しておりますのでご理解いただきたいと思えます。まずは一生懸命頑張るしかないなど思っております。今は何よりコロナ禍ということで中々身動きもままならないのですが、先生方におかれましてもご自愛して、よきアドバイスをお願いしたいということで、会議の方を閉めさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉会